

(栗塚報告委員) 條件付デハナイ、例へハ金ヲ餘計ニ拂フノテ、當リ前ナレハ馬ガ五十圓デ買ヘルノチ百圓デ買ツタト酷イ目ニ遇ハセルト云フノテ、仕方ナシニ百圓デ買タノテ、買フコトカ合致シタノテアリマス

(鶴田委員) 賠償ヲ求ムルチ妨ケスハ出來マシヨウガ、條件丈ケハ出來ソウナモノテス

(栗塚報告委員) 出來ヌノテス、ソウスルト合意ノ一分チ破ラナケレハナラン、ソレハ出來マセヌ、合意ハ存シテ置カナケレハナラン

(鶴田委員) 馬チ賣ロウ買チウト云フノテ、買ウ相談チスル、併シナガラ一体ハ百圓ダケレトモ貴様タカラ是非二百圓出セト壓シ付ケタノタカラ百圓サへ取テ除ケレハ、百圓ハ元トノ通り存シソウナモノデ

(栗塚報告委員) 元來不利益ト知りナカラ爲タナレハ合意ハ成立ツゾヨ併シナガラ人チ威シタリ何カシタナレハ損害ノ賠償ハ出來ルハ合意ノ無効ニハナリマセヌト云フノテス

(鶴田委員) 不利益丈ケノコトハ賠償チ取テ百圓ハ無理ニヤラレタノタカラ不利益ハ取テ除ケラル、テシヨウ

(栗塚報告委員) 結果ハ左様デシヨウ、合意カ維持セラル、以上ハ合意ノ一分チ殺クコトハ出來マセヌ、左様スルト強暴テヤツタノタカラ合意チ取消スト云ハナケレハナラン

(鶴田委員) 私ハ合意丈ケハ瑕疵チ付ケテ、ソウシテ取除イテ宜シ、又強暴詐術ニ因テ無論解除セラルルコトカアル、彼ノ部類ニ遺入ル不利ノ條件丈ケハ賠償チ求メルチ妨ケスハ悪ルイテハナイカ

(栗塚報告委員) 其所カ合意ニナツテ居ルノテス

(南部委員) 主タルモノニナツテ居ルノテス

(鶴田委員) 従タルモノハ取り離サルルトナツテ宜サソウナモノ
テス

(清岡委員) 合意ハ維持セラレタカラ、合意ハ維持セラル、ガ不
利益ノコトハ即チ無理ニ求メラレタノハ賠償ヲ求メテ宜イト云フ
ノテス

(鶴田委員) 私ノ云フノハ不利ノ條約ハ解除シテ宜サソウナモノ
ト云フノテアリマス

(栗塚報告委員) 主タル契約カ悪ルイト云フナレハ左様ナル御説
モ出マシヨウガ、此所ハソウ云フ意味テハアリマセヌ、合意ハ立
派ナモノテ買チウト思フタノテ、只恐口敷イカラ高ク買フタノテ
ス、ケレトモ合意ハ成立テ居ル栗塚汝之ヲ買ハヌト今夜暗イ目ニ
遇ハセルト言ハレテ買フタモ、馬チ欲シガツテ居タノモ知レテ居

ルノテ、何カ知ラヌガ鶴田サンカラ威サレテ高ク買ヒマシヨウト
言タノテ、合意ハ馬カ欲シイカラテ高ク拂タノハ不利益ナノテ、
不利益ノ條件ハ承諾シタノテ其トキハ合意ハ無効ニハ出来マセヌ、
併シナカラ不當ニ威カサレタナレハ裁判所へ訴へテ償ヒヲ求メラ
ル、ト云フノテス

(鶴田委員) 不利益丈ケハ、百圓ノモノチ貳百圓ニ賣ラレタカラ
百圓ハ不相當ノモノタカラ百圓丈ケハ返へシテ宜シイタロウ

(尾崎委員) 當リ前ハ五十圓ダガ強迫シテ百圓ニナツタノテシヨ
ウ

(栗塚報告委員) 註ニハ合意ト云フモノハ取消セヌガ賠償カ出来
ルトアリマス

(清岡委員) 假令ハ賣買ト云フ代價ノ定メハナクシテ、大方五十
圓位トシテヤル内、代金ヲ拂フニ百五十圓テナケレハ承知セヌト

威迫サレタトキハ無論賣買ハ成立テハ居ルガ、百圓丈ケハ賠償シテ貰フト云フノテシヨウ

(栗塚報告委員) 「合意ハ維持セラル」チ「合意ハ無効トナラス」トヤリマシタカラ御採用チ願ヒマス

(委員長) 併シ之ハ暴行カナクツトモ出來ルノテシヨウ

(鶴田委員) ソレハ出來ヌノテス

(松岡委員) 栗塚サンハ馬モ欲シイ、併シ百圓高イノテ無効ニスレハ馬モ取レナイカラ、無効トナラストシテ賠償チ求メ得ル方ガ宜シイ

(尾崎委員) 併シ暴行ニ因テ五十圓ノ價值ホカナイモノチ百圓ニ買テ、ケレトモ契約ハ取消セヌト云フハ困ル

(栗塚報告委員) ソレハ合意カラテスカ

(尾崎委員) 左様

(栗塚報告委員) ソレハ出來マセン

(尾崎委員) 百圓ヤツタト云フモノハ其五十圓チ一圓ヤツテ置カナケレハナラント云フハ困ル

(栗塚報告委員) 左様ナレハ合意セヌ方カ宜シイ

(尾崎委員) 暴行ダカラ仕方カナイ

(栗塚報告委員) 條件ノミ恐ロシイカラ承諾シタ合意ハ恐ロシクナイノテアリマス

(尾崎委員) 五十圓ノモノチ百圓トシタハ瑕疵ノアル方タロウ

(栗塚報告委員) 瑕疵アル合意テアレハ合意ハ無効ドロコテハアリマセヌ、取消スヘキモノテアリマス

(尾崎委員) 強暴ニ付テ百圓ト云タガ、實ハ五十圓ト云フト全ク恐ロシイ爲メ百圓ニ買タトキハ五十圓丈ケヤツテ跡ハ五十圓ハヤラスト云フコトハ出來ソウナモノテス

(栗塚報告委員) ソレハ合意カ成立ヌノテアリマス

(松岡委員) 此所テハ左様ニナル、例ヘハ家ヲ賣ルノテ、賣買ハ合意シタ、然ルニ私ハ賣ルト云テモ、三日ヤ四日ハ居ナケレハナラン、ソレヲ貴君ハ強暴シテ是非今夜中ニ出口ト云フ時分ハ、違ウ所ハ三日四日ノ違イテアリマシヨウ、左様スルト今夜カラ出ナケレハナラント逐出サレタカラ貴君ニ向テ損害賠償スルテシヨウ

(栗塚報告委員) 左様テス

(尾崎委員) 松岡サンノ比喩ハ至極適當デアリマス

(清岡委員) 如何デシヨウカ、維持セラル、ト無効トナラストハ違イハシマセンカ

(栗塚報告委員) 維持セラル、ハ無効トナラヌ方チ云フノテス

(松岡委員) 裏カラ云フト、有効タリト云フノテス

(清岡委員) 瑕疵ト云フハ如何ナルノテスカ

(栗塚報告委員) 合意ノ瑕疵ハ御座イマセヌ

(委員長) 今ノ家ノ罍杯ハ宜シイ、宜ケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第三百三十八條朗讀ス

第三百三十八條 強暴ノ總テノ場合ニ於テ裁判所ハ人ノ年齢、體性、身體並ニ精神ノ形狀及ヒ互相ノ身分ヲ斟酌スヘシ(第一千百十二條)

然レトモ卑屬親ノ尊屬親ニ對シ及ヒ婦ノ夫ニ對スル尊敬ノ畏懼ノミニテハ合意ヲ取消サシムルニ足ラス(第一千百十四條)

(鶴田委員) 夫レナレハドウシテモ宜イ意テハナイ、尊敬スル方カラ默テ居タ意味タカラ無論強暴ノ出來ルコトハナイ

(栗塚報告委員) 御尤モテス

(南部委員) 此方カラ畏懼シタノタカラ強迫シタトハ大變違フ

(松岡委員) 男女ト分リ能クスル爲メテスカ

(清岡委員) 男体女体テス

(南部委員) 體性ハ男女トシテ極メテハ如何

(鶴田委員) 男性ハ女性ヲ享ケテテスカ

(松岡委員) ソウ云フ人ナレハ薄弱ナ人ニナルノテス

(鶴田委員) 蕪ヲ享ケテ生レハ女性テス

(尾崎委員) 男性トハ云ハヌカ女性トハ云フノテス

(南部委員) 男性女性ト云フ

(松岡委員) 三世相ハ取除ケデ、先キヘ行キマシヨウ

(委員長) ヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第三百三十九條朗讀ス

第三百三十九條 錯誤、強暴、詭譎、折損及ヒ無能力ハ之ヲ推定

民國四年十一月三日

セス即チ之ヲ援唱スル者ヨリ證スルコトヲ要ス(第一千百十六條

第二項)

當事者雙方ニ屬スル無効ノ方法ハ互ノ非理ニ基ツクトキト雖モ

互ニ毀滅セス但損害アルトキハ其賠償ノ相殺ヲ妨ケス

(修正)第一項「無能力ハ」ノ下「之チ」ノ二字ヲ加ヘ「セラ

レス」チ「セス」ト改メス。ノ下之。チノ上ニ「即チ」ノ二字ヲ加

ヘ「ニ因テ」ノ三字チ「ヨリ」ニ改メ「證セラルルコトヲ要ス」

チ「證スルコトヲ要ス」ト改ム又第二項「消滅」チ「毀滅」ト

改ム

(栗塚報告委員) 損失ハ折損ノ間違イニ付補償ヲ改ノマス毀滅ハ

消滅トナツタノテアリマスカ之モ「毀滅」ニナリマス

(松岡委員) 之ハ修正カ宜シイ

(栗塚報告委員) 第一項ノ「即チ之ヲ援唱スル者ヨリ」ト、スル

ハ報告委員テ入レタ様デスガ、原文ニハ圈點チ二ツ打ツテアリ推
定セスト云タガドウ云フモノカ説キ明シノ文章デアリマスカラ一
即チ援唱スル者ヨリ證スルコトヲ要ス」ト致シマシタ

(松岡委員) 御尤モテス

(栗塚報告委員) 貴君カ幼年者無能力者ト云フ私カ錯誤カアツタ
ト云フノテス

(鶴田委員) 事柄ハ一ツテスガ、二ツカ、一ツカ、雙方無能力者
ト云フコトハアリマスマイ

(栗塚報告委員) 二ツモアリマシヨウ

(南部委員) 一ノ事件テ契約シ、一方モ他ノ一方モ無能力者テシ
ヨウ

(栗塚報告委員) 論議カ兩方ニアル場合カ、又ハ雙方ノ無能力者
カ、ト註ニ曰テアリマス

(南部委員) 此所ハ一ノ事件カ重モノ様テス

(尾崎委員) 契約ハ無効ニハナラヌカ

(鶴田委員) 毀滅セス何チ受ケテ居ルカ

(南部委員) 向フカ無能力者ダカラ此方モ無能力者デ宜シイテハ
ナイカト云フハ出来マセヌ

(鶴田委員) 無効ハ毀滅シナイト云フ論ニハ往カヌカ

(南部委員) 矢張り無効ニナルノテス

(栗塚報告委員) 貴君ハ私チ屬シ、私モ向フチ屬シタ、私ハ無効
ト言ヒタイテシヨウ、所ガ貴君ノ仰シヤルニ、栗塚御前モ屬シテ
居ルカラ無効ト云フチ得ヌゾ、トソウ云フコトハ出来マセヌ

(尾崎委員) 此テハソウ云フ意味ニハ見ヘナイ

(松岡委員) 雙方詐欺テ相對シタラ毀滅チ許ス、雙方賠償チ取合
ウトキハ相殺チ妨ケストシテモ宜サソウナモノテス

(南部委員) 毀滅ヲ許スト、詐欺ノ契約カ成立チマス、左様デシ
ヨウ

(村田委員) 互ニ言ハセルト云フノテシヨウ

(松岡委員) 無効ナレハ無効、疵モノナレハ疵モノトナルノテシ
ヨウ

(栗塚報告委員) 貴君モ向フチ騙シタカラ無効ト云ヘル、私モ騙
シテ居ルカラ相殺カ出来ソウダガ、差引ハ出来ヌト云フノテアリ
マス、相殺スルチ得ストシテハ如何

(鶴田委員) 互ニ相殺セヌガ宜シイタロウ

(南部委員) 相殺セヌハ無論ノ様デシヨウ

(委員長) 全ク相殺サセルハ悪ルイ、同シ暴行テモ私ハ貴君ノ煙
管チ折り、貴君ハ私ノ金時計チ毀ハシタトスルト、其レハ相殺ハ
出来マセヌ

(鶴田委員) 多少ニ拘ハラヌ相殺ハ出来マセヌ、但損害アルトキ
ハ賠償ノ相殺チ妨ケストシテ宜シイ

(南部委員) 先ツ此レテ御置キナサツテハ如何テス

(清岡委員) 無効ト爲スノ方法トシテハ如何

(栗塚報告委員) 無効ト爲スノ方法テアリマス

(委員長) 方法ト云フコトハ除イテモ宜シイカ

(栗塚報告委員) 無効ノ方法ト云フコトモ、互ニ非理ニ基クト雖
モ之チ行フコトチ得ルト云フノテアリマスカラ

(清岡委員) 宜カロウ

(鶴田委員) 先ツ此テ置キマシヨウ

(委員長) 宜ケレハ先キヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第三百四十條朗讀ス

第三百四十條 前數條ニ定メタル場合ニ於ケル無効ノ訴權ハ無能

力者又承諾ニ瑕疵アル者ノミニ屬ス(第千百二十五條第二項)然レトモ處刑ノ言渡ヨリ生スル無能力ハ其言渡ヲ受ケタル者ト約定シタル者ヨリ之ヲ援唱スルヲ得(伊民第千百七條)

(修正)第二項「無能力ハ」ノ下「處刑」ノ二字ヲ刪リ「其」ノ一字ヲ挿入シ「者ヨリ」ノ下ニ「之ヲ」ノ二字ヲ加ヘ「援唱セラル、コトヲ得」ヲ「援唱スルコトヲ得」ト改ム

(松岡委員) 「無効ノ訴權」トナツテ居リマシタカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(松岡委員) 「無効ノ訴權」ト云フガ分り易イ

(栗塚報告委員) 行ヘハ即チ行フニナルノテス

(松岡委員) 無能力者ハ瑕疵テハナイ、全ク合意ノナカツタコトヲ云フノテアルカ、又ハ幼者ヲ云フノテスカ

(栗塚報告委員) 幼者モ云フノテス

(委員長) 「無能力者、又承諾ノ瑕疵アル者トアル」者「者」ノ字ガ悪ルイノテス

(村田委員) 「又ハ」テス

(栗塚報告委員) 左様

(清岡委員) 成立タナイテ、無効トスルノテスネ

(栗塚報告委員) 左様テス

(鶴田委員) 無効ヲ口實トシテ訴ヘル様ニ見ヘル

(栗塚報告委員) ソウ云フ場合ハ瑕疵アルモノナイノモ屬ステナイ、貴君ハ馬ヲ得ルト云フニ私カ鹿ヲ賣タナレハ、私ハ訴ヘテ鹿ヲ御座ルト云フテ取消ストコロテハナイ、貴君ノ方カラモ取消スコトガ出來ルノテアリマス、然ルニ貴様ガ馬ヲ買ハヌト殺シテ仕舞ウ杯ト言ハレテ買ツタハ私一人ニホカ屬セヌナレハ合意ハ成立テ居

ルカラ、取消スニハ承諾ノ瑕疵アル者ノミニ屬ス、元來馬ヲ、得
ルト云フニ鹿チ與ヘタハ合意カ成立ヌノテ無効ドロロテハナイ成
立ヌノテス、私カ鹿チ下サイト言タトキ鹿チヤルコトハナイ馬チ
ヤル約束タカラ無効ダト双方カラ言ヘルノテス

(鶴田委員) 私ノ質問ハ「無効ノ訴權」ハトアリマスガ、今ノ御
講釋ハ何レニモ出來ルノテスカ、取消ノ瑕疵アル場合ニハ取消ノ
訴ヘタカラ、無効訴權ト云フノテハ貴君方ノ講釋ヲ潰シテ仕舞フ
(栗塚報告委員) 無効訴權トアルハ絶對ノ無効カ、對峙ノ無効カ
ナレハ、此所ハ對峙ノ無効デアリマス

(鶴田委員) 總テ無効ノ訴權バカリテ、取消ハ言テ居ラヌ様ニ見
ヘル
(栗塚報告委員) 無効訴權中絶對ト對峙トノ無効ガアルノテ、對
峙ノ無効ハ即チ取消訴權、又契約ノ成立ヌニ因テ絶對ノ無効デア

リマス

(鶴田委員) 左様テスカ

(栗塚報告委員) 絶對ノ無効ハ誰カラテモ言ヘル、先キノ千百條
カラ無効ノ中ニツアルコトハ精ハシク述ヘテアリマスカラ、困難
ハ御座リマセン

(鶴田委員) 對峙無効ノミニ見ヘルカ、分リマスカ

(栗塚報告委員) 分リマセヌ、無能力者又ハ承諾ニ瑕疵アル者ノ
ミニトアレハ對峙無効テ、即チ此人カラテナケレハ無効テナイノ
テ、此ニ誰カラ云ヘル無効ハ云テ置キマセヌ

(鶴田委員) ソレモ判定テス

(南部委員) 只無効ト云テ居ルハ瑕疵ノ方テス

(委員長) 無効ノ中只成立ヌノモ遺入ルノテスカ

(栗塚報告委員) 遺入ルノテアリマス

(南部委員) 三百三十七條ノ無効モ矢張り瑕疵ノ方テ御座リマス
(栗塚報告委員) 千六十六條以下、取消即チ無効トアリマスガ、
皆區別ノアルコトヲ言テアリマス

(松岡委員) 「無効ノ訴權」チ「取消ノ訴權」トハ云ヘマセンカ
(栗塚報告委員) 此所ハ取消訴權ト云テモ宜ウ御座イマスガ跡テ
一般チ指シテ無効ノ訴權ヲ云フ場合ニ一々云フノハ著蠅イノテア
リマス

(松岡委員) ケレトモ無効訴權ハ取消スベキモノヨリ外ハナイテ
シヨウ

(栗塚報告委員) 左様デハ御座リマセヌ檢察官カラ言ヘルノカア
リマス、例ヘハ兄妹同士ノ婚姻ハ、好シ婚姻ハアロウトモ初ノカ
ラ成立タヌモノデ無効テス其無効ハ誰カラテモ言ヘルノテ、無効
ノ中絕對ノモノト對峙ノモノトアル、此所ハ只無効訴權トアレハ

絕對チ指スカ、對峙チ指スカナレハ、何レモ云テ居ルカラ分リマ
セヌ

(委員長) 排除ハ絕對ニ遣入ルノテスカ

(栗塚報告委員) 左様テス

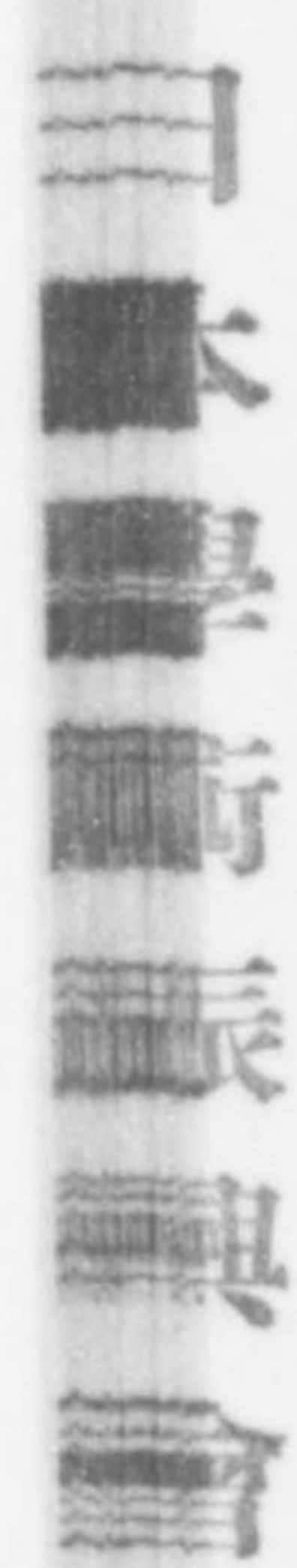
(委員長) 對峙ノ無効取消ハ何カ遣入ルカ

(栗塚報告委員) 對峙ハ害チ蒙リタルモノホカ言ヘヌノテス、取
消ノ場合デアリマス

(委員長) 取消ヨリ外ハナイカ

(栗塚報告委員) 併シ合意カ成立テ居ルノテスソレカラ絕對無効
ハ成立ツテ居リマセヌノテ、元來ナカツタモノト見ルノテス、對
峙無効ハ一旦成立テ居タノテ、瑕疵カアルニモセヨ生キテ居ルガ、
一方ハ元來生レテナイノデアリマス

(鶴田委員) 排除ハ絕對テスカ



(栗塚報告委員) 左様テス

(清岡委員) 無能力者ノミニ屬スト云フハ千百二十五條ヲ引イテ居ルガ、普通カラ見ルト一方カラハ云ヘナイ、無能力者丈ケ言ヘルノテス

(栗塚報告委員) 此ハ對峙ニナルノテ、絶對ナレハ難カラテモ言ヘルノテアリマス

(清岡委員) 無能力ニシテ言ヘルノテシヨウ

(栗塚報告委員) 左様テス

(鶴田委員) 第二項ノ授囑スルコトヲ得ル方ハ其無能力者テナイ方カラ訴權カアルト言ヘヌニ依テ、云ツタノテスカ、其レマテハ云ハヌノテスカ、一方ノ相手カ刑法ノ訴ヲ受ケレハ訴ヘルコトカ出來ルノテスカ

(栗塚報告委員) 此所ハ無能力者、幼年者トカ云フ無能力者ナレ

ハ言ヘヌ、然ルニ無能力者ノト云フノハ私カ刑ヲ受ケタ爲ノ無能力者トナツタラ、私ハ言ヘルカナレハ左様テハナイ、貴君ノ方カラ言ヘルノテアリマス

(鶴田委員) 私ノ方カラ訴權ガアルト云フノテスカ

(栗塚報告委員) 彼レハ無能力者テ御座イマシタカラ取消テ呉レト云フ、所カ幼年者ノトキハ言ハレナイ、無効ニシテ呉レト云フコトハ言ヘヌノテアリマス

(鶴田委員) 詰リ訴權ヲ含ンテ居ルノダ

(栗塚報告委員) 無能力者ヲ授囑シテ取消シテ貰ウノテス

(委員長) 宜ケレハ先キヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第三百四十一條朗讀ス

第三百四十一條 若シ取消スコトヲ得ヘキ合意ヲ第三章第七節ニ

定ノタル期間ニ於テ攻撃セサルトキハ默示ニテ認定セラレタリト看做サル

其他默示ノ認定ノ場合及ヒ明示ノ認定ノ方式ハ右同節ニ之ヲ規定ス(第千百十五條)

(修正)第一項「合意カ」ヲ「合意チ」ト改メ「於テ」ノ二字ヲ刪リ又「攻撃セラレサルトキハ」ヲ「攻撃セサルトキハ」ニ改メ「認定セラレタリト看做サル」ヲ「之ヲ認定シタルモノト看做ス」ト改ム

(松岡委員) 修正ハ原案ト意味ハ少シモ^變ラヌ

(委員長) 第三章七節ト云フハ何所テスカ

(栗塚報告委員) 千六十六條以下テアリマス

(委員長) 宜シイテシヨウ先キヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第三百四十二條朗讀ス

第三百四十二條 合意ハ未來ノモノニシテ且成立ノ不的確ナルモノヲ目的トスルコトヲ得此場合ニ於テ諾約者ハ其約束ノ實施ヲ妨ケ又ハ制限スル何等ノ事ヲモ爲サ、ルコトヲ要ス又諾約者ハ其實施ニ便スルコトヲ得ヘキ何等ノ事ヲモ放却シ又ハ懈怠セサルコトヲ要ス

然レトモ開始セサル相續ニ付テノ權利ヲ與ヘ又ハ奪フノ合意ハ相續ヲ與フル者ノ承諾アリト雖モ決シテ之ヲ爲スコトヲ得ス但法律ヲ以テ明確ニ取除キタル場合ハ此限ニ在ラス(第千百三十條)

(栗塚報告委員) 之ハ修正モ御座リマセン

(村田委員) 之ハ宜シイ

(栗塚報告委員) 嫁ニ行クナラ生キテ居ルトキト云フノテアリマ

ス

(村田委員) 甲ノ資産ヲ分テ置クト云フノテスカ

(栗塚報告委員) 簡様ナコトハ極マツテ居ルガ、今ハ大變榮ヘテ居ルカラ壹萬圓ツツヤレルト、所ガ私ノ死ヌル時分ニハ三千圓ノ身代ニナツタナレハ持テ來ナケレハナラン、相續部分ニ取タ丈ケハ嫁ニ行クトキハ相續ニ看做シテ置クト云フノテス

(委員長) ソウ云フ場合ハ除クノカ

(栗塚報告委員) 左様テス、義務ヲ負フテモ財産丈ケハ孫ニヤツテ呉レト云フコトカ出來ルノテス

(清岡委員) 相續サル、着ト云フハ日本テ云フト仲テスカ

(栗塚報告委員) 左様テハナイ、親父チ云フノテス

(清岡委員) 相續セラルルトアル

(栗塚報告委員) 翻譯テモ報告委員テモ困リマシタ、詰リ貴君ノ

奥様カラ貴君ニ對シテ云フ言葉デ、相續人ノ相續人ト云フト分リマス

(尾崎委員) ドウモ之ハ親父トハ見ヘヌ

(栗塚報告委員) 何トカ云フ字ニシヨウトシタカトウシテモナイノテ、相續セシムルモノト申セヌノハ、拋棄シテ相續セヌコトモ出來ルノテアリマスカラ

(清岡委員) 拋棄スルハ格別テス

(委員長) 相續セシムルハ、貴君チシテ巻紙チ取ラシムルト云フハ貴君チ云フノテス、巻紙ハ被相續人テ、貴君ハ親父テス

(清岡委員) 親カ子チシテ相續セシムルノタカラセシム、ハ子チシテトスルト宜シイ

(栗塚報告委員) 「相續チ與フルモノ」テハ如何テスカ

(鶴田委員) ソレハ宜シイ

(清岡委員) 「セラル、モノ」ト云フト相續チ子カシテ呉レルノ
テス

(鶴田委員) 相續スルモノト、セラルルモノト二ツアルト見レハ
宜シイノテス

(南部委員) 左様テス

(栗塚報告委員) 「相續チ讓ルモノ」ト云テモ宜イ

(南部委員) 此所バカリテハアリマスマイ

(鶴田委員) 「相續チ讓ル者」トスルカ

(松岡委員) 「與フル者」デ宜カロウ

(清岡委員) 宜カロウ

(鶴田委員) 悪ルケレハ跡テ直シテモ宜シイ

(栗塚報告委員) ソレテハ假ニソウシテ置キマシヨウ

(村田委員) 「相續チ與フル者」トハ云ヒマシヨウガ、ドウモオ

カシイ

(栗塚報告委員) 縦令親カ承知シテモ性カヌゾヨ、開始スルニ付
テハト云フノテス

(清岡委員) 相續チ與フル者ハ日本テ云フト、次男ニヤルカ、長
男ニヤルカ、相續權ハ親カ持テ居ルカラ、親ガ勝手ニ出來ル

(栗塚報告委員) 親カ許セハ、自分カ金チ呉ル人ダカラ、親ノ方
カラ言葉チ立ツルハ當リ前テス

(南部委員) 之ハ留存シテ置テハ如何テスカ、相續編ハ如何ナル
カ知レタカラ日本ハ今日ノ有様テハ隠居シテ、又相續モ出來ルカ、
其所ハ如何ニナルカ分リマセヌカラ假リニ置イテ宜シイテシヨウ

(委員長) 相續ハ今日ノ儘ニシテモ、歐羅巴流儀ニシテモ、其所
ハ一向差支ハアリマスマイ

(南部委員) 併シナカラ法律チ以テ明確ニ取除ケカ出來ルカ否ヤ

ハ分リマセヌ

(委員長) 取除ケハナケレハナラン

(栗塚報告委員) 相續ノコトハ他日相續編ノ時分ニ出スト致シマ
スト、此條ノ爲メニ契約編ハ出スコトカ出來マセヌ

(松岡委員) 若シ左様スレハ除ケテ置クノテス

(清岡委員) 此レハ子ハ親父カ死ンダラ繼令親父ノ許シカアツテ
モ、コウ致シマシヨウカハ出來ヌト云フガ、此所テ見ルト、ソレ
バカリテモナイ、相續人ハ相續チ與フル者ノ承諾カ出來ルトカ出
來ヌトカ、親ガ出來ヌト云フノテシヨウ、親カ財產處分權チ持テ
居テモダロウ、承諾アリト云フハ親カ子ニ與フル承諾ハカリテス
カ

(松岡委員) 左様ニハ見ヘナイテシヨウ、相續開始前ニハ忤カ私
ハ相續スル權カアル、其權チ御前ニ讓ルカラ金チ貸シテトカ、金

チ貸ソウトカ云フ様ナコトハ繼令親父カ承知シテモ法律ハ許サヌ
ト云フノテシヨウ

(栗塚報告委員) 左様テス、子ト親ノ間ハ繼令親ガ許シテモ子ハ
出來ヌゾト云フノテス

(清岡委員) 所ガ我レハ子ガアルモ、子ニハヤラヌ積リダ、貴様
ニヤツテ仕舞フト親父カ言出シタトキハ即チ親父カ承諾シテヤル
ノタロウ、其時モ出來ヌノテスカ、相續ニ於テ忤ニヤルノハ當リ
前ダガ、忤ニハヤリ度クナイ、知ラサル者ニ貴様ハ我レノ世話チ
シテ呉レテ可愛イカラト云フ時分、其承諾モ出來マセンカ

(委員長) ソレハ相續編テナケレハナラヌガ、併シ相續編テソレ
カ出來マセヌト困ルテシヨウ

(清岡委員) 私ハ子ニ與フル、併シ子チ愛シナイテ、甥トカ姪ト
カ可愛イカラ貴様ニヤルト云フトキ、即チ私カ承諾シテ約束シタ

ノテス

(南部委員) ソレハ相續編テアリマス

(委員長) 私カ約束スルトキ、貴君ハ姪ガ多イカラ壹萬圓賣フ約束タカラ御前ニヤルト云フ約束テ、貴君ノ承諾ヲ經テモ出來マセント云フノテシヨウ

(村田委員) 詰リ未來ノ合意ハ出來ルカ、相續權ハ出來ヌ、何セナレハ親屬ノ愛情ヲ失フカラテ、親子ノ秩序ヲ害スルカラ是丈ケハナラヌト云フノテシヨウ

(栗塚報告委員) 左様テス

(委員長) 宜ケレハ先キヘヤリマシヨウ

本條第二項「相續セラル、」チ「相續ヲ與フル」ト改ノ他ハ原案ニ決ス

第三百四十三條朗讀ス

第三百四十三條 合意カ不法又ハ不能ノ所爲若クハ封止ヲ目的ト

スルトキハ其合意ハ無効タリ(第千七百七十二條)

第三者ノ所爲若クハ封止ノ約束カ合法又ハ可能ナリト雖モ若シ其第三者ニ對シ諾約者カ威權ヲ有セサルニ於テハ諾約者ニ在テ不能ノ所爲ノ約束ト看做ス(第千百十九條)

然レトモ何人ニテモ第三者ノ所爲又ハ封止ニ付キ明示ニテ擔保人タルコトヲ得此場合ニ於テハ諾約者ハ保證人ノ義務ニ從フ(第千百二十條、伊民第千百二十九條)

又何人ニテモ第三者ニ代リ爲シタル約束チ第三者カ履行セサル場合ニ對シ過怠約款ノ踐行ニ從フコトヲ得

若シ諾約者カ第三者ノ名ニ於テ爲シタル約務ノ確認ヲ得セシムルコトノミヲ約シタルトキハ其第三者ノ確認シタルトキヨリ諾約者ハ其義務ヲ免カル(同上)

(修正)第二項「看做サル」ヲ「看做ス」ト改ム又第四項「カ自己ノ爲メ爲サレタル約束チ」ノ十六字ヲ刪リ「ニ代リ爲シタル約束チ第三者カ」ノ十四字ヲ挿入ス

(栗塚報告委員) 翻譯テ第三者ノ所爲「又ハ」トアルハ「若クハ」トナリマス

(村田委員) 第三項「又ハ」ハ「若クハ」ニナルノテシヨウ前ト同シタカラ

(栗塚報告委員) 矢張り「若クハ」テシヨウガ、尙ホ翻譯局ト相談致シマシヨウガ元ノ通り「又ハ」ニナスツテ御置キ下サイ、又何人ニテモ第三者カ自己ノ爲メニ爲サレタル約束テハ能ク分リマセヌカラ修正致シマシタ、私カ甲某ニ代ツテ約束シ甲某カ履行セサル場合トナリマスノテス

(村田委員) 其方カ分リマス

民財四ノ一四

(南部委員) 前ノ「看做サル」ハ「看做ス」トナリマス

(栗塚報告委員) 二項ハ威權チ有セサルトキハ不能ノ所爲ト看做スノテアリマス

(清岡委員) 目的ハ封止丈ケニ係ルノテスカ

(栗塚報告委員) 封止ト所爲ニ係リマス

(委員長) 不能ノ封止テスカ

(南部委員) 左様テス

(鶴田委員) ソウスルト合意カ、不法、若クハ不能ノ所爲又ハトナルノテシヨウ

(栗塚報告委員) 「不法ノ所爲又ハ不能ノ所爲又ハ封止」トナリマス

(鶴田委員) 詰リ上ノ「又ハ」ヲ除ルカ

(委員長) 不法不能ノ所爲又ハ封止ト何レモ封止ト所爲ニ致スカ

(栗塚報告委員) 左様テス、不法ノ所爲又ハ封止テス

(南部委員) 「不法若クハ不能ノ所爲」ト云フト分ルト思ヒマス

(委員長) 「若クハ封止」トスレハ又ハヨリハ宜シイ

(村田委員) 之テモ分テ居ルカ、併シ之ヲ不法ノ所爲ト封止ト考

ヘルト、ニツニナラナケレハナラン

(清岡委員) 「合意カ不法ニヨリ又ハ封止又ハ不能ノ所爲若クハ封止」トシテ宜シイ

(南部委員) 分ルテシヨウ

(栗塚報告委員) 此條ハ細カイコトチ一々云フト澤山アリマスカ
大体ハ所爲カ必要テアリマス、第三者ノ所爲ハ約束スルコトハ出
來マセヌ、約束ハ自分ノコトホカ出來マセンカ原則テアリマス、
八蓋敷イ論ノアル所ト見ヘテ種々ニ書イテアリマスガ、日常生活
中ニアリマスコトテ妙ナ一例カアリマスガ、假令八月チ取テヤロ

ウト言テモ不能ノ所爲テハ出來マセヌ、又何モセヌ方ノ側テモ出
來マセヌ、セヌト云フ衷ハ封止テシヨウ

(清岡委員) 小便セヌニ居ルノモ封止テシヨウ

(栗塚報告委員) 之ハ詰リ不能ハ第三者ノ所爲ニ出來ルカ否ヤト
云フ問題テ、私ハ貴君ニ南部サンガ物チ上ゲマシヨウト云フ約束
ハ出來マセヌ、ソレチ爲シタトキハ如何スルカト云フガ主眼デア
リマス、其レチ云ヒ出ス爲メニ云テ居ルノデ、不能ノ所爲ハ何カ
ナレハ、自分ナレハ何モ出來ルガ、人ノコトハ出來マセヌト云フ
ノテス

(南部委員) 威權チ有シテ居レハ宜シイノテシヨウ

(栗塚報告委員) 左様デス、之ニ適切ナ例カ昨夜アツタノテス、
私ノ車夫チ今迄佐藤病院ヘ一ト月入レテ置キマシタ、所ガ私ハ車
夫チ一ト月ホカ世話チ致シマセンノテ、ソレチ身元引受人カアリ

マスカラシテ家ノ書生ガ佐藤病院へ行キ、栗塚ノ雇人ノ患者ハ此後身元引受人カ拂ヒマスと言テ來タノテス、所ガ書生ニ謂テ曰ク之ハ明日ノ會議ニヤル所テ、即チ第三者ノ所爲チ約シタノテ身元引受人カ拂フト云ヒ、栗塚ハ存シマセヌト云フテモ出來マセヌ等デアリマス、身元引受人ト云フ者ガ彼所へ行キ栗塚サンニ代ツテ拂フト言ヘハ宜シイ、ソレハ又佐藤病院テ、栗塚ノ代リニ彼レチ認メテ呉レハ宜シイ、ソウテナケレハ身元引受人カ知ラヌト云フト、私ノ義務ハ免カレヌカラ、下手ナコトヲ言テ來テハ困ルカラ、佐藤病院ト身元引受人ト結ヒ付ケレハ私カ退ケルガ、第三者ノ所爲ハ約スルコトハ出來ナイ若シ身元引受人ガ病院ニ談シテ引受ルト言フナレハ宜シイガ、左モナケレハ契約ハ成立ヌ、第三者ノ所爲チ約スルコトハ出來マセヌ、尤モソレハ身元引受人ノ上ニ權力ヲ持テ居レハ宜シイガ、左モナケレハ出來マセヌ、ト云タノテ、

恰ト此處ニ當テ候マル例テアリマス

(尾崎委員) 成程

(栗塚報告委員) 過意約款ノ制限ニ從ヘハ宜シイ、若シ誰カ拂ハナケレハ拂フト云フナレハ有效テアリマス

(鶴田委員) 過意約款ニ出テ居ルノテシヨウ

(栗塚報告委員) 是カラ、出テ居リマス

(委員長) 二項ノ所ハ如何カ

(栗塚報告委員) 威權チ有セサルニ於テハ出來ヌノテス、ト云フモノハ私ノ後見人ナレハ出來ルノテ、私ノ甥ノ財産チ貴殿ニ上ケマシヨウ甥ニ儲様ナコトチサセマシヨウト云フコトカ出來ル若シセヌトキハ強イテサセルコトカ出來ルカラ私ノ甥ガ貴君ニ何カ上ケマシヨウト云フ約束カ出來ル、何セナレハサセル權利ガアル、即チ後見人テアルカラテス

(村田委員) 長官カ屬官ニ向テモ其通りテス

(栗塚報告委員) 左様テス、「ボアソナード」ハ明白ニ書カスニ居ルカラ澤山ナコトヲ申サナケレハナランガ、二項デ「何人ト雖モ第三者ノ所爲チ約スコトヲ得ス但威權チ有ストキハ此限ニ在ラス」トシテ置ケハ宜シイノテスカ、妙ニ斯様ニシタトキハ不能ノ約束ト看做スト云フノテ、詰リ第三者ノ所爲ハ縱令合法ト雖モ第三者ニ對シテハ約束ト看做サヌゾヨト云フコトテ、私ハ南部サンガ貴君ニ物チ上ケマシヨウ、南部委員ノ家チ賣ルト約束シテモ、事實私ハ南部委員ノ家チ賣ラセルコトハ出來マセヌトキハ無効ノ約束デアリマス、但南部サンニ私カ威權チ持テ居レハ宜シイ、又或ハ過怠約款カ付ケハ宜シイノデアリマス

(松岡委員) 申スマテモナイコトデアリマス

(村田委員) 事柄ハ何テモナイコトデアリマス

(委員長) 三項ハ如何カテス

(栗塚報告委員) 明示ニテ擔保ニナル、若シ第三者ノ所爲ニ付キ明カニ擔保人ニナルト云フノテス

(委員長) 不能ノ所爲ダカラ約束ハ不能ノ約束ト看做サル、併シナガラ其第三者ノ所爲ニ擔保人ニナルカ、或ハ封止ニ付テ擔保ニナラル、ト云フハ

(南部委員) 矢張り合法ニ協フテ居ナケレハナラン

(委員長) 合法ニ協フト雖モ約諾者ニ威權カ無ケレバ約束ハ成立ヌ、ケレトモ其人間ハ不能ノ所爲ニナラヌテモ、擔保人ニナラルト云フノテシヨウ

(南部委員) 左様テス、家チ賣ルコトガ出來ヌトキハ私カ擔保スルト云フノテス

(栗塚報告委員) 「御前保證人ニナルカ」「ナリマス、急度賣リ

マス」ト云フノテ第三者ノ所爲ハ約束スルコト出來マセヌガ、擔保人ト爲リテ約束カ出來ル、何セナレハ義務カ生スルカラテアリマス、南部サンハ貴君ニ家ヲ賣リマシヨウ併シナカラ賣ラヌトキハ私カ保證人ニナルト云フコトハ言ハレマシヨウ

(鶴田委員) 此場合ニ於テ諾約者カ保證人ノ義務ニ從フト云フハオカシイ

(栗塚報告委員) 私カ義務ヲ負フテアリマス

(鶴田委員) 諾約者ハ向フニ立ツ人テシヨウ、第三者ノ爲メニスル人テハナイ

(南部委員) 何人ニテモト云フ前ト同シテアリマス

(鶴田委員) 諾約者ハ結約者テスカ

(栗塚報告委員) 南部サンノ上ニ威權ヲ持テ居レハ宜シイ、持テ居ラヌトキハ出來マセヌ、南部サンノ家ヲ賣リマス、鶴田サンニ

約束シテモ事實賣ラセルコトハ出來マセヌ、即チ不能ノ所爲テス、併シナカラ南部サンカ賣ラヌトキハ私カ急度賣テ御覽ニ入レルト擔保シタラ私ハ保證人ニナルノテス

(委員長) 自分一人テ引受ケル譯ハナイ

(栗塚報告委員) 義務者ヲ擔ヘテモ知ラヌト云フコトハ出來ル、本統ノ義務者ハ知ラヌト云フカモ知レヌ

(村田委員) 他人ニセラルルコトハナイ

(清岡委員) 擔保人ト云フハ主從ヲ分ツト從ニナル

(栗塚報告委員) 私ノ友人カ貴君ニ負債ガアル、私ノ友人甲某ニ拂ハセマシヨウト申シタノテ若シ友人某ノ上ニ威力ヲ持テ居レハ事實拂ハセルガ、威力ガナケレハ無効テ、出來マセヌコトヲ栗塚カ言タノテ、若シ甲某ガ拂ハヌトキハ私ガ擔保ニナルト云フト、保證人ニナツテ義務ガ生スルノテアリマス

(清岡委員) 貴君ハ南部サンノ家ヲ賣ロウト言テモソウハ見ナイ
ガ、栗塚カ言フカラ約束シタト果シテ南部サンハ賣ラヌト云フ、
貴君ハ擔保人ニナツテヤラナケレハナラン、スルト私ハ南部サン
ニ係テ本人ト言ハレマシヨウカ

(栗塚報告委員) ソレハ言ハレマセヌ

(清岡委員) 左様スルト貴君ニ係テ御前擔保者タカラト云フト、
幾ント主タル人ニナツテ仕舞フ

(南部委員) 第三百貳拾參條ニ主タル契約ノ無効ハ從タルモノチ
惹起スト云フコトカアリマス、又、補フチ目的トスルトキハ此限
ニ在ラストアリマス

(鶴田委員) 第四ハ

(栗塚報告委員) 第三者ガ、南部サンハ急度家チ賣リマスカラ代
ハツテ約束致シマシヨウ、若シ南部サンカ賣リマセヌケレハ罰金

チ拂ヒマシヨウト言ヘハ出來ルノテス

(鶴田委員) 「過怠約款ノ踐行チ約スルコトヲ得」デ宜シイテシ

ヨウ

(清岡委員) 書方ハ悪ルイ、「過怠約款ノ踐行チ約スルコトヲ得」

トシテ宜シイ

(栗塚報告委員) 過怠約款ハ過怠約款中ニ書クノテアリマス

(松岡委員) 「固イ約束」杯ト云フハオカシイ

(清岡委員) 「踐行ニ從フコトヲ得」ト云フト、從ハナクトモ宜

シイト云フ様ニ見ヘル

(栗塚報告委員) ソレテハ困ルノテス

(村田委員) 此所ハ爲ナケレハ爲ナイノテモ宜シイノテシヨウ

(松岡委員) 過怠チ拂フチ約スコトモ出來ルト云フノタロウ

(南部委員) 左様テス

(清岡委員) 此「款」ノ字ハ要セヌノテハナイカ

(尾崎委員) 過怠約款ト云フノカ出來テ居ルノテシヨウ

(村田委員) 箇様ナ過怠約款チモ賤ムコトカ出來ルト云フノテス

(尾崎委員) 「過怠約款チ賤行スルチ得」テハイケマセヌカ

(松岡委員) 左様スルト命令ニナルカラ

(栗塚報告委員) 少シ之テハ種カナラヌト思フガ「過怠約款ノ賤行ニ從フチ得」トアリマス、過怠約款ニテ從フチ得ルヤ得ナイトガアリマスカラ報告委員テ今一應讓シテ更ニ提出致シマス

(委員長) 成程

(清岡委員) ソレハ至極有難イ

(委員長) 「約定過怠金ノ要求ニ從フコトチ得」トカ「促スコトチ得」トカ云フノテス

(栗塚報告委員) 「過怠金チ約スルコトチ得」テシヨウ

(松岡委員) ソレナレハ宜シイ

(栗塚報告委員) 何レ左様ナリマシヨウ

(鶴田委員) 第三者ニ確認セサルトキハ如何ナルカ

(栗塚報告委員) 然レトモ第三者ノ所爲チ約シテ第三者ノ行フヤ否ヤノ擔保人ノコトテアリマス、但確認セシムルコトチ得云々トアリマス、故ニ某ニ貴君カ金チ貸シタト云フガ、彼ノ男ニ聞ケハ借リタト云フ様ナコトチ申タカラ急度負債ハアルコトハ言ハセマシヨウト云フノテアリマス、某ハ負債ガアリマス、間違ヒナク彼レニ代テ義務チ認メルト云フノテアリマス、左様スレハ第三者カ認メナケレハ私カ拂ハナケレハナラン、若シ第三者カ認メテ誠ニ有難カツタト云フト、今鶴田サンニ申上ケテ來タト云フガ、私ノ義務ハ免カルルノテアリマス

(清岡委員) 私カ假令ハ尾崎サンノ名チ以テ鶴田サント約束スル

様ニ聞ヘル

(南部委員) 左様テス

(清岡委員) 人ノ名ヲ以テ私カ約束スル人ナレハ、何ンタ貴様ハ尾崎ノ後見人テモナイニト言フカモ知レヌ、若シ言タラ尾崎サンノ名前ヲ以テ約束シテ、鶴田サンガ承知スレハ馬鹿ナ話テス

(尾崎委員) ケレトモ尾崎ハ必ラス確認スルト、貴君ハ思テ確認チ起シテ、サセ様ト云フノモ約シタ折ニ私ガ承知シタラ宜シイノダ

(清岡委員) ソレカ見直シカ付ケハ宜シイガ、思ヒノ外馬鹿ナコトニ己レノ名ヲ出シテ酷イコトヲシヤアガツタト云フト、鶴田サンモ馬鹿ナ話テ、清岡ガ叔父テモ親テモナイニ約束スルハ馬鹿ナ者タ、昔シカラ云フ評判位ナ話テ、ソんなコトハ約束シテモ仕様ガナイト賣ノルハ、清岡ハ濟ムケレトモソんな約束スルハオカシ

ナ話テス

(委員長) 頼マレテ代理ト云フテモ、仲人ニナルノテシヨウ

(鶴田委員) 裏ニナツテ、義務チ免カルル、裏ハ即チ義務チ負フノテ、之ハ宜クハアリマスマイ、確認ハ第三者カ確認チ得セシムルトキヨリ義務チ免カルルハ宜イケレトモ、若シサセルトキハ義務ガアルノテ、其場合ハ如何スルカ、若シ尾崎サンガ確認シナイ場合ハ二項ニ戻テ清岡サンガ尾崎サンノ上ニ威權チ有セサルトキハ不能契約デシヨウ

(清岡委員) 貴君ガ訴ヘテモ、何ノ名前テ訴ヘルカ、尾崎ダロウカ、其實ハ清岡タロウ、スルト貴様ハ何チ認メテ清岡ト約束シタカト云フ

(委員長) ケレトモ清岡サンハ尾崎ト云フテモ、尾崎委員カ確認シナイ間ハ清岡サンノ義務ニナツテ居ル

(松岡委員) ソレハ鶴田サンノ損テス

(鶴田委員) 拂フ義務ハナイノテアリマス

(委員長) 承諾セヌ以上ハ成立チ様ハナイ

(清岡委員) 私ノ名前ナレハ格別、尾崎サンノ名前ニスルハオカ

シイ

(尾崎委員) 無効ニシテ仕舞フカラ宜シイ

(清岡委員) ソレハ私ノ名前デ尾崎サンガ承知シナイトキハ箇様

ニナルガ、下ノ項ニハソレカナイノタカラ無効テス

(鶴田委員) 急度承知サセマスト云フノテシヨウ、尾崎サンノ名

ヲ書イテ捺印スルノテハアリマスマイ

(尾崎委員) 左様デシヨウ

(鶴田委員) 願見セト云フ鹽梅テス

(委員長) 「名ニ於テ」トシヨウテハナイカ、「三井八郎右衛門」

ノ何ト言テ來ルノテ、皆名ニ於テ、カ、カラ今日ハ是テ措キマシ
ヨウ

本條ハ第三項「又ハ」ノ二字ハ翻譯局へ問合セルトシ未定、同
條三項「踐行ニ從フコトヲ得」ハ報告委員ニ於テ再調スルコト

トシ其他ハ報告委員ノ修正ニ決ス

于時午後第八時閉會

民法草案第二部 第廿五回議事筆記

民法草案第二部第廿五回議事筆記 自第三百四十八條

明治廿一年二月十四日午前第九時三十分開會

合意成立、合意效力

(委員長) 初ノマシヨウ

第三百四十四條朗讀ス

第三百四十四條 合意ハ要約者カ其合意ニ付キ正當ニシテ且金錢ニ見積ルコトヲ得ヘキ利害ヲ有セサルトキハ原由ナキ爲メ無効タリ(第千百三十一條)

要約カ第三者ノ利益ニ於テ爲サレ且之ニ過意約款ノ伴ハサルトキハ其要約ハ要約者ノ爲メ金錢ニ見積ルコトヲ得ヘキ利害ナキモノト看做サル(第千百十九條)

然レトモ他人ノ利害ニ於ケル要約ハ要約者カ自己ノ爲メ爲シタル要約又ハ諾約者ニ爲シタル贈與ノ從タル條件タルトキハ其要

約ハ有效タリ(第一千二百二十一條第一項)

右二個ノ場合ニ於テ其從タル條件ノ不執行ハ要約者ニ合意解除ノ訴權又ハ要約セラレタル過怠約款ノ踐行ノ訴權ノミチ與フ
修正按 第二項「要約カ」チ「要約チ」ト改メ「爲サレ」チ「爲シ」ト改メ「看做サル」チ「看做ス」ト改メ又同條第四項「要約セラレ」チ「要約シ」ト改ム

(栗塚報告委員) 修正ガアリマス

(清岡委員) 金銭ニ見積ルコトヲ得ヘキ利害ヲ有セサル者ハ無効ト云フ譯テモナイテシヨウネ

(栗塚報告委員) 利害ガナケレハ訴權ガ生セヌト云フノテス、利害ト云フ以上ニハ何カ損ヲスルトカ得チスルトカ云フコトガナケレハナラヌト云フコトテス、唯私ハ是レテハ損ヲシマスカラト云テモ行カヌ、凡ソ其損タルヤ人モ見テ分ル損ダナケレハナラヌト

云フコトテス

(清岡委員) 金銭ニ見積ルコトノ出來ヌモノテ利害ニ關スルモノモ随分アリソウナモノタ、元トヨリ利害ノ關係ノナイモノハ何ウテモ宜シイ金銭ニ見積ルコトカ出來ナイテ利害ニ關スルモノガアリソウナモノタ

(村田委員) 一体法律上デ僅カノ利益ハ利益デナイ、金員テ見積ルコトノ出來ナイモノハ初メカラ無効ノモノタト云フコトカアル
(南部委員) 金銭ニ見積レヌモノテ合意ノ目的ニナル物ハナイ様テ御座イマス、見積ルコトノ出來ル物モアリマシヨウケレトモ訴權ヲ生スルモノハ無イ

(清岡委員) 回り回ツテ認メラル物ハアルガ直接ニ認メラレヌモノガアル

(南部委員) 名譽ノ回復ナドハ名譽ヲ回復シテ下サイト云テモ金

錢ニ見積ルコトハ出來ナイ

(清岡委員) 新聞ニ廣告シテ罪ヲ謝スル

(南部委員) 新聞ニ廣告スルノガ一定ノ要求ニナル

(清岡委員) 世ノ中ノコトヲ包括シテ云フト随分回り回ツテ行ケバ云ヘマスケレトモ然ウ云フモノハ金錢ニ見積ルハ無理ナ話シテ名譽ヲ毀損シテ新聞ニ廣告スルト云フコトガ金錢ニ見積ラル、モノト云フコトハ些ト六ヶ敷イ

(栗塚報告委員) 處ガ私ガ利益ガアルト云テモ其利益ハ人ガ見積ルコトガ出來ナケレハナラヌト云フコトテス

(清岡委員) 總テソレヲ無効ト云フノハ些ト云ヒ過キタコトタロウ

(南部委員) 金錢ニ見積ルト云フコトノ見様テス

(栗塚報告委員) 要約者カ利害ヲ有セサルトキハ無効タリ、其利

害モ漠然ノモノデハナラヌ、相當ノモノデナケレハナリマセン、加フルニ金錢ニ見積ルモノテナケレハ行ケヌ

(清岡委員) 人ノ榮譽ナドハ幾ラノ損失ニナツタカ、幾ラノ榮譽ヲ害シタト云フコトハ金錢ニ見積ルコトハ出來ヌ、利害ノ關スル原由ガナイト云フコトハ無論デアルガ金錢ニ拘ハラサル利害ヲ無効ト云フノハ宜シクナイ

(栗塚報告委員) 「金錢ニ見積ルコトヲ得ヘキ」ト云フ形容詞ト「正當ニシテ」ト云フ形容詞ハ後トテ遣入ツタノテス、利害ト云フノハ話ノ説明ヲ見ルト唯利害ト云テ置クト漠然トシテ居ルカラ同時ニ正當テナケレハナラズ、且價ヲ見積ル程ノモノデナケレハナラヌト云フテアリマス

(村田委員) 利害ノ「害」ノ字ハ悪ルタハアルマイカ、利益計リテハナイカ

(栗塚報告委員) ソレハ同シコトテス

(清岡委員) 元トヨリ原由ナキ義務或ハ詐欺テ成立タ義務ハ或ハ民法ヲ成立タモノハ功ノ無イコトハ無論テアルガ、併シ金銭ニ見積レヌト云フト名義ナドト云フコトハ困ル或ハ又嫁ヲ取ルトカ婚ヲ貰ウトカ云フ約束シテ金銭ニ見積ルコトガ出来ルカト云フト出来ナイ

(南部委員) 不法ノ契約ハ佛蘭西ノ民法ニ依ルト執行スルコトガ出来ナイコトニナツテ居リマス

(栗塚報告委員) 縱令不法ノ約束チシテ損害賠償チ云フコトハ出来ル、損害賠償ハ一人ハ百萬兩ト云フ、一人ハ十萬兩ト云ヒ一人ハ十圓ト云フカ知レヌ、兎ニ角金銭ニ見積ルコトガ出来ル

(清岡委員) 大体ハ金高ガ付イテ居リマシヨウ、凡ソ珍ラシイコトデアルガ、ナイモノトシテ此處ニ書クノハ宜シクナイ

(栗塚報告委員) 合意ニハ屹度利益ノアルモノテアルト見タノテス

(村田委員) 明日平河ノ角力ヘ行カウデヤナイカト約束スル、ソレハ利益ガナイ

(清岡委員) 利害ハ色々ノコトカアル、斯ウ書イテ置クト金銭ニ見積ルコトノ出来ヌモノハ利害テナイト見ナケレハナラヌ

(栗塚報告委員) 價チ極メルコトノ出来ルト云フコトテス、詰リ金銭ニナル

(尾崎委員) 詰リ金銭ガ付イテ回ル

(松岡委員) 併シ天然ノ地役ハ金銭ニ積ルヘキモノテナイダロウ

(南部委員) 地役ノ訴ハ金銭ニ見積ルコトガ出来ル

(鶴田委員) 大キイコトニモ金銭ニ見積ルコトヲ得ヘカラサル、小イサイコトニモ金銭ニ見積ルコトヲ得ヘカラサルト云フコトニ

ナツテ居ル

(松岡委員) 本末が違フ様ダ、仕舞ハ金錢ニ違ヒナイガ據ナク金
錢トスルト、初ノカラ金錢ニスルトノ差ガアル

(栗塚報告委員) 一般利害ヲ目的トシテ居ルカラ利害カ正當デナ
ケレハナラヌ、然ウシテ又詰リ金ニナル

(松岡委員) 書ヲ書イテ貰ウト云フノハ手ヲ取テヤラセルノテナ
イ、其目的ハ快樂トカ娛樂トカニナツテ居ルケレトモソレヲ裁判
ニスレバ約束ニ背イテ居ル

(栗塚報告委員) 世間ニ價ハナクトモ貴君ガ其上欲シイト云フト、
私ノ方ガ餘計ニ欲シイカ知レナイ、夫レ等ハ利害ノモノテス

(鶴田委員) 利害ト云フモノニ正札付キノ値段ヲ付ケテ立テナケ
レハナラヌ

(栗塚報告委員) 唯空ニ利害ト云テモイケヌゾヨト云フノテス

(清岡委員) 範圍ヲ狭クシナイ方ガ宜シイ

(鶴田委員) 之ハ「金錢ニ見積ルコトヲ得ヘキ」ト云ハンテモ宜
シクハナイカト、質問スルガ宜シイ

(委員長) 何カ依リ處ガナケレハナラヌ、佛蘭西ノ流義ト違ヘタ
ノタロウ

(松岡委員) 佛蘭西ノ千百四十三條ニ、合意ハ善意ニシテ實行セ
サルヘカラサル云々トアツテ契約ヲスレハ守ルベキモノト法律
ガ極ノテ置クケレトモ時効ガ生シタリ一方ガ苦情デ仕様ガナイト
キハ損害賠償ニナル

(栗塚報告委員) 何ウ書キマシテモ金錢ニナル、月ヲ取テ上ケ様
ト云フ、月ヲ貰テ何ノ位ノ利益ガアルカ、強張り分ラヌ、月ノ世
界ヲ旅行サセテヤルト云フ約束ヲシタト云フ利益ガアル

(清岡委員) 月ヲ掌ノ中ニ入レテ見セ物ニスレハ大變利益ニナル

ガ、ソレハ不能ダ

(編田委員) 富士ノ山ハ幾ラニ見積ツタカ、大キクテ見積レヌ

(南部委員) 我ノ爲ニ京都迄往ツテ來イト云フノハ利害ハ關セヌ

(松岡委員) ソレハ三百廿五條ニ「眞實ニシテ合法ナル原由」ト

アル

(南部委員) 利害チ有セヌ者ハ利害チ有セヌト云フノテスカ

(編田委員) 然ウハ云ハヌケレトモ値段チきちんと極メラル、モ

ノテナイ、ソレチ云ハンテモ利益丈ケテ差支ナイ

(南部委員) 利害チ云テ見レバ矢張り金銭ニナル

(編田委員) 離縁ノ許チスルニハ此女房チ持テ居レハ幾ラ損チス

ルト云ハナケレハナラヌ

(栗塚報告委員) ソレチ云フノテハアリマセン、評價スベキト云

フノテナイ、人ト約束チスルニ利害ナシニ約束ナセル譯ハナイ

(松岡委員) 正當ニアル原由、利害ノアル原由ト云フノタロウ

(編田委員) 價值ノアル利害ト云フコトタロウ

(清岡委員) 學者ノ一般ニ云フ説テハ利害ノ關セサルモノハ無効

テアルト云ヘハ承知スルガ金銭ニ見積ルト云フカラ困ル

(栗塚報告委員) 利害ト云テモ、金銭ト云テモ、詰リハ本統ニ損

ガ立ツ額チ見積ルノテナイガ、唯私ガ損チスルト云テモ行ケナ

イ、斯ウ云フ損ガ立チマスと云ヘハ宜シイ、額チ立ルト云フコト

テナナイ

(清岡委員) 千圓ノ損ガ立ツトカ、百圓ノ損ニナルトカ見積リチ

立テナケレハナラヌ

(栗塚報告委員) 幾ラカハ知ラヌガ、兎モ角モ損ガ立ツト云フノ

テス

(村田委員) 金ト云フモノハ無イトシテ、利害ノ無イ契約ハ無効

タト云へハ宜シイ

(清岡委員) 「金鏡」ガアツテモ、ナクテモ宜シイナレバ除イテ
賈ヒタイ

(栗塚報告委員) 併シナカラ代價ヲ極ノルコトノ出來ルト云フタ
ラ尙ホ悪ルイ、何シナ合意テモ合意チ云へハ利益ガアルトカ、備
ケガアルトカ云フコトハ屹度出マス

(清岡委員) 假令ハ私ハ御前ノ榮譽ニ關スルコトハ云ヒマスマイ
ト云テ榮譽ヲ害スルト云フコトニナツテ

(栗塚報告委員) 何シナ合意テモシテ御覽ナサイ

(清岡委員) 利害ニハ關シマセンガ斯ウ云フコトガアリマスト云
フノハ無效トシテ取消テ宜シイ

(松岡委員) 詰リ價ニナルニ違ヒナイ、折レ合ツタ處デ原額ガ「
價ヲ定ムヘキ」ト云フノナラ「評價スヘキ」位ニシテハ何ウタロウ

(鶴田委員) 愈以テ評價付ケテシナケレハナラヌ

(委員長) 何カ極リガナイト困ルカラ彼ノモノチ此方へ取テ呉レ
ト云フ價ハナクモ價カ付ケラルルト云フノタカラ差支ナイ

(栗塚報告委員) 裁判官ノ認定ニ任カセル様ナ「認定」ト云フ位
ノ字テス

(鶴田委員) 諸君方ノ講釋ノ通りナレハ「價値アル利益」ト云フ
ノタロウ

(松岡委員) 「牡丹餅」ト云フノト「お萩」ト云フノト違ヒガア
ル位ノモノタ

(栗塚報告委員) 空ナコトチ云テモイケナイ、成程之テハ一方ガ
困ルダロウト云フ位ノモノテナケレハ、イケヌト云フノテス

(鶴田委員) 「空漠ナラサル利害ヲ有セサルモノ」ト云フノタ

(清岡委員) 金鏡外ノコトニシテモ名譽上トカ何トカ云フモノカ

アルタロウ

(栗塚報告委員) 名譽上テモ同シテス

(松岡委員) 名譽ヲ毀損スルト云フノハ合意上カラ出來ルノデハ
ナイ

(清岡委員) 契約カラ私ガ貴君ニ惡ルタ云フマイト云テ置ケハ合
意ダロウ

(松岡委員) ソレハ約束ダガ、其價ヒハ金ヨリ外ニ仕方ガナイ、
云フタロチ引變クト云フコトハ出來ナイ

(清岡委員) 處ガ之ハ云々時分ニ百圓ノ罰金チ出スト云テ置カナ
ケレハ、イケヌト云フノタ

(松岡委員) ソンナコトテハ無イ

(清岡委員) 清岡ニ對シテ松岡ガ被ノ位惡ルタ云タカラ訴ヘル價
値ガアルトシテ吳レサヘスレハ宜シイ

(南部委員) 旨意ハ分ツタカラ、文字ハ翻譯局ニ任カセテハ何ウ
テス

(渡委員) 今少シ軟カナ字ガアレハ直シテ貰ヒタイ

(村田委員) 利害ノ「害」ノ字ガ惡ルイト思フカラ其時分ニ調ヘ
テ下サイ

(尾崎委員) 第二項ノ例チ舉ケテ下サイ

(村田委員) 甲ガ乙ニ約束シテ丙ニ金チ與ヘル、ソレハ金ニ見積
ルコトハ出來ナイ、其トキニ然ウ云フコトチ他人ニ約シテモ第三
者ハ知ランテス

(南部委員) 第三者ハ利益ガアリマスケレトモ、合意ニ一致シテ
居ラナイ、要約者ハ一向利益ハナイ

(栗塚報告委員) 私ガ貴君ノ奥サンニ「ダイヤモンド」ノ指環チ
上ケマスト貴君ニ云フテス、其トキ若シ奥サンニ上ケナケレハ罰

金チ上ケマスト云フテ置ケバ貴君ガ訴ヘルコトガ出来マスケレト
モ左モナケレハ貴君ノ奥サンハ知リマセンカラ私ニ向テ訴ヘルコ
トモ出来ナイ、又貴君モ何ウスルコトモ出来ナイ

(松岡委員) 一ト口ニ云ヘハ利害ノナイ人ダ、之モ上ノ金銭ト云
フ字ガ動イテ見レバ分ルダロウ、之ハ宜シイ

(鶴田委員) 次キノ項ハ

(栗塚報告委員) 自己ノ爲メ爲シタル從タル條件、諾約者ノ爲メ
ニ爲シタル從タル條件ト云フノテス

(鶴田委員) 此「他人ハ」ハ何セ第三者ト書キマセンカ

(松岡委員) 佛蘭西ノハ第三者ト書イテアル

(栗塚報告委員) 昔カラ斯ウ云フ熟字ニナツテ居ルノテス

(渡委員) 斯ウ云フコトハ翻譯ハ直譯ノ通りニシナケレハナラヌ
ガ、翻譯局テハ第三者トシテモ差支アルマイ

(栗塚報告委員) 差支ハアリマセン

(委員長) 意味ニ害ガアレハ變ヘテモ宜シイガ、意味ニサヘ害ガ
ナケレハ第三者ニ違ヒナイカラ宜シカロウ

(松岡委員) 第三者ト云フヨリ他人ノ方ガ宜シイノタロウ

(栗塚報告委員) 他人ノ利害ニ於ケル贈與ノ從條件タルトキハ其
要約ハ有效タリ、無効ノモノテモ從タルモノガ有效ニナル、當リ
前ナレハ無効テアル

(委員長) 主ガ有效タカラ從ガ有效タト云フノタロウ

(栗塚報告委員) 私ガ南部サント斯ウ云フコトヲ約束シマシタ、
南部サンガ家ガ欲シイト云フカラ家チャルト云テモ無効ダ、併シ
南部サンガ家ヲ得ルニ付テ貴君ニ何カ上ケマスト云ヘハ有效ト云
フノテス

(松岡委員) 地役ノコトテ云フト、一方ノ人ガ害ガアル、害ヲ除

ク爲ノニ幾分ノ金チ向ウヘ回セハ害チ除ク處カラ利チ與ヘルコト
ガ出テ來テ云ヒ詰ノレハ同シコトダ

(鶴田委員) 諾約ト要約ハ

(栗塚報告委員) 私ガ貴君ニ家チ賣リマシヨウ、貴君ノ物チ買ヒ
マシヨウト云ヒ掛ケタノガ要約テスソシナラ賣ロウ買オウト云フ
ノカ諾約者デ御座イマス

(鶴田委員) 四十三條ノ末項ニ「若シ諾約者」ト云フノハ「要約
者」テハナイカ

(栗塚報告委員) 然ウテハアリマセン、私カ貴君ニ家チ賣リマシ
ヨウト云テ、南部サンノ御近所ニ御在ナサルカラ南部サンノ字チ
賣リマスト云フト、貴君ガ宜シイ買ヒマシヨウト云フ諾約者ノ位
置ニ立タノテス、然ウスルト南部サンノ名テ以テ買オウト仰シヤ
ツタ、私ガ要約者テ賣リマシヨウト云タカラ、南部サンカ鶴田サ

ンノ云フ通り買オウト云ヘハ義務カ免カルルガ、然ウテナケレハ
義務ハ免カレヌト云フノテス

(鶴田委員) 反對テ南部サンノ爲ノニ家チ世話チシテヤル、ソレ
チ確認スル迄ハ私ハ義務ハ免カレヌト贖ンテ宜シイノテス

(栗塚報告委員) 家チ買ハント思テ探シテ歩イタ、栗塚賣ラヌカ
ト貴君ガ仰シヤツタ、然ウスルト要約チ第三者ノ名ニ於テ爲ステ
ス、其トキハ私カ要約者テ貴君ガ諾約者テス

(鶴田委員) ソレハ宜シイケレトモ前ノ條ニ於テ諾約者ト書イテ
アルカラ南部サンノ名ニ於テ確認チ得セシムコトチ約束シテアツ
テ愈々南部ニ承知チサセテ住ハセマスト約束シテ來タトキハ南部
サンカ確認スルマテハ私ガ直接ニシテ居ルカラ義務ハ免カレナイ
ト云フコトニ讀メル

(松岡委員) 係ツテ往ツタ處ガ何ウスルダロウ

(鶴田委員) サセマセント約束スル

(松岡委員) ソレハ受身テナケレハ出来ナイ

(鶴田委員) 貴君ト私ト約束シテ私ノ息子ニ石ヲ投ケサセマセン
ト約束スル様ナコトガアル

(委員長) 貴君ノ方カラ私ノ息子ニ石ヲ投ケサセヌ様ニ致シマセ
ウト云フカラ諾約者ニナル

(鶴田委員) 義務ガ諾約者ノ方ニ付クトキモアレバ要約者ノ方ニ
付クトキモアル

(松岡委員) 義務ハ諾約者テナケレハ付カヌ

(委員長) ソレハ間違ヒナイ様テス

(松岡委員) 三項ハ二項ノ變体チ説イタノダ

(栗塚報告委員) 南部氏チ立退カシテ呉レテハ困ルト云フコトハ
無効ダ、ソレカラ若シ御前ニ是レ丈ケノ物チヤルカラ南部サンチ

三ヶ月立退カシテ呉レロト云ヘハ有效ニナル又御前ニ物チ安ク賣
テヤルト云フニ付テハ何々チシテヤルト云ヘハ宜シイ、家チ賣ル
ニ付テハ隣リノ南部氏カ水チ汲ミニ來テ居タ地役ト云フノテハナ
イケレトモ貴君ニ家チ賣テモ從來ノ通り南部氏ニ水チ汲マシテヤ
ツテ呉レト云フ南部サンニ水チ汲マセルノハ第三者ニ於ケル要約
テスソレハ水チ汲マセテ下サレト云フ要約ガ有效ニナル、又ハ貴
君ニ家チ無償差上ケマスガ、從來ノ通り南部氏ニ水チ汲マセテ下
サイト云ヘハ宜シイト云フコトテス

(松岡委員) 宜シウ御座イマシヨウ、第四項ハ

(栗塚報告委員) 私カ尾崎サンニ家チ賣ルニ付テハ南部サンニ水
チ汲マセテ下サイト云フトキ貴君ガ水チ汲マセナカツタトキハ合
意チ解除スル家ノ賣買チ解除スル訴權チ行フコトガ出来ル、又ハ
過怠約款ノ條件ガアレハソレチ行ヘト云フコトテス

(委員長) 大變要約者ノ方ガ結好ダ、從タル條件ガ不執行テ主タル條件ノ不執行テハナイ

(栗塚報告委員) ソレタカラ殊更ニ書イタノテス唯テハ出來ソウモナイガ他人ノ利害ト云フコトカ主眼テアツタ

(委員長) 然ウスルト其方ガ主ト云ハナケレハナラヌ

(栗塚報告委員) 主トハ申シマセン、第一項テ出來ヌト云テアリマスカラ

(委員長) 第一項ハ然ウハ云ヘヌノテハナイカ

(松岡委員) 併シナカラ家ヲ大變安ク賣テ居リマス、家ヲ賣ルノガ主テアツテ一方ニ利益ヲ得ルノカ主ニナツテ居リマス

(栗塚報告委員) 贈與ノ例テ申セハ私ガ南部サンニ家ヲヤルカラ私ノ不在中私ノ息子ヲ世話ヲシテ下サイ、或ハ息子ヲ來月一杯ニ洋行サセテ下サイト云ヘハ息子ハ第三者テ御座イマス、ソレハ出

來ナイケレトモ家ヲヤル以上ハ息子ヲ洋行サセテ與レナケレバ家ヲ取戻スコトガ出來ル

(委員長) 要約ガ成立タヌト云フ譯ダ、從タルモノ、爲メニ主タルモノガ類レルト云ヘハ最初カラ第三者ノ爲メニスルト云フコトヲ書ク故ニ取除ケニ仕舞ノ項ヲ云ハナケレハナラヌ様ニナツタノテハナイカト思フ、二箇ト云フノハ要約ト贈與カト思タガ、然ウテハナイカ

(松岡委員) 要約ト賣買ト贈與テス

(栗塚報告委員) アツタラ然レトモノ方ヘ遣入ツテ仕舞ヒマス

(松岡委員) 何ウシテモ云ハナケレハナラヌ様ナ願ニナリマス、凡ソ契約ハ主ガ潰レ、バ從ガ潰レル

(委員長) 併シ愛ニ至テ從カラ主ガ潰レル様ニナル

(南部委員) 之ハ例外テス

(松岡委員) 自己ノ爲メテナケレハ約束ガ成立タヌト云フノカ總
則テ併シナカラ其處へ條件付ガ出來レバ別デ主ト從トガアリマス
(委員長) ソレ迄ハ主ト從ガ付イテ居ルガ一番仕舞ガアル故ニ從
ガ主チ壞ハス様ニナル、從カラ壞ハストシテ見レハ、單リ契約ノ
ミガ勝手ニ出來ルト云フコトハアルマイ、ソレチヤラスノミニナ
レハ諾約者モ權利ガアツテ宜シソウナモノタ

(村田委員) 諾約者ノ權利ガ出ル場合ハナイ

(南部委員) 若シ契約チ實行シナケレハ引渡シノ權利ガアル

(村田委員) 二箇ノ場合ト云フノハ悪ルクハナイカ、前項ノ場合
テハナイカ

(松岡委員) 二箇アル

(鶴田委員) 之ハ宜シイ

(委員長) 次キヘ行キマシヨウ

第三百四十五條朗讀ス

第三百四十五條 主タリ又ハ從タル要約ハ相續法ガ一人ノ相續人
チ利シテ他ノ相續人チ害スルコトチ許ス限度及ヒ條件ニ從ヒ常
ニ要約者ノ相續人ノ一人又ハ數人ノ利益ニ於テ爲サルコトチ
得

右ニ均シク主タリ又ハ從タル約束ハ諾約者ノ相續人ノ一人又ハ
數人ノ負擔ニ於テ爲サルコトチ得(第千二百二十一條第四號)
(修正案) 第一項第二項「爲サルコトチ得」チ「之チ爲ス
コトチ得」ト改ム

(松岡委員) 此本文ハ相續法ノ豫定迄俟テ議スルガ利益ト思ヒマ
ス

(栗塚報告委員) 何ンナ限度カ、何ンナ條件カ分ラヌカラ宜シイ
テシヨウ

(松岡委員) 論ナシ

(委員長) 先キヘヤリマシヨウ

第三百四十六條朗讀ス

第三百四十六條 前二條ニ定メタル場合ニテ他人ノ利害ニ於テ爲サレタル要約ハ得益者ノ之ヲ受諾セサル間ハ要約者ノ利益ニ於テ廢罷セラレ又ハ要約者ヨリ他人ニ轉移セラルルコトヲ得(第一千百二十一條第二項)

(修正按) 「爲サレ」チ「爲シ」ト又「廢罷セラレ」チ「廢罷シ」ト又「轉移セラルルコトヲ得」チ「轉移スルコトヲ得」ト改ム

(栗塚報告委員) 修正ガ御座イマス、是レ等モ受身テナケレハ書ケヌ場合ガ屢到着シマス

(松岡委員) 其トキハ往生シマス

(委員長) 受諾セサル間ニ度々移轉スルコトカ出來ルト云フノハ

(村田委員) 假令ハ私ト渡君トテ清岡君ニ物チャルト約束スル清

岡サンガ知ラヌ内ハ變更スルコトカ出來ルト云フノテス

(松岡委員) 清岡サンハ貰ウカネ

(清岡委員) 未タ知ラヌカラ仕方ガナイ

(委員長) 前條ニ「一人又ハ數人ノ負擔ニ於テ」ト云フノハ

(南部委員) 相續人ノ一人ニヤツテ呉レト云フコトチ他ノ者ト契

約シマス

(松岡委員) 相續人ガ一人又ハ數人ト云フノタガ、日本ニハ相續人ハ一人外ナイ

(南部委員) 然ウ云フコトハ抵觸スレハ跡テ變ヘマス

(委員長) 其方ハ宜シイケレトモ、利益ニ於テ爲スト云フト、自分ノ利益ニナル様ニ自分ガスル様ニ聞ヘル



(栗塚報告委員) 子供ノ利益ノ爲ノニト云フノテ御座イマス
(委員長) 宜シケレハ先キへ行キマス

第三百四十七條朗讀ス

第三百四十七條 合意ヲ證明スルニ供シタル證書ニ原由ヲ明示シタルト否トヲ問ハス其原由ノ成立セサルコト又ハ其虛妄若クハ不法ナルコトヲ證スルハ被告ノ責トス他又原由カ明示セラレサリシトキハ被告ハ債權者カ合意ノ如何ナル原由ニ基キタリト主張スルヤヲ陳述スルコトニ付キ之ニ備答スルコトヲ得但其原由ヲ争フコトアルヘキトキハ之ヲ争フコトヲ妨ケス(第千百三十二條、伊民第千百二十一條)

(修正按) 「他又」ノ二字ヲ削除シ又「原由カ明示セラレ」ヲ「原由ヲ明示セ」ト改ム

(栗塚報告委員) 修正カ御座イマス

(尾崎委員) 何ウモ分リ悪クイ

(栗塚報告委員) 之ハ括弧ヲ入レル方ガ能ク分リマス

(委員長) 分ル處ハ括弧ヲ入レテモ宜シイ

(鶴田委員) 此處等ハ宜シイガ、入レナケレハ分ラヌ處ガアル

(尾崎委員) 駄目ヲ押シタモノタネ

(委員長) 先キへ行キマシヨウ

第三百四十八條朗讀ス

第三款 合意ノ效力

第一則 合意ノ當事者及ヒ其承權人ニ對スル效力

第三百四十八條 適法ニ成リタル合意ハ之ヲ爲シタル者ニ對シ法律ニ代ル

其合意ハ當事者ノ交互ノ承諾アルニアラサレハ廢絶セララルコトヲ得ス但法律カ一方ノ意ヲ以テスル廢絶ヲ許ス場合ハ此限ニ

在ラス(第千百三十四條第一項及ヒ第二項)

修正按 第三款第一則「合意ノ」チ「效力」ノ上ニ換置ス

第三百四十八條 第二項「廢罷セラルル」チ「之チ廢

罷スルコトヲ得ス」ト改ム

(栗塚報告委員) 「合意ノ當事者」ト云フコトヲ削リマシタ「合
意ノ效力」ト致シマス、ソレカラ「廢罷セラル、」チ「之チ廢罷
スルコトヲ得ス」ト致シマス

(鶴田委員) 斯ウ云フニ簡古ニ書イテ吳レハ能ク分ル

(清岡委員) 「法律ニ代ル」ト云フト弊ガアルテス

(栗塚報告委員) 法律タリト云フノテス

(鶴田委員) 法律ノ名代ダ

(村田委員) 法律ノ力ヲ持ツトアル

(清岡委員) ソレテハ「法律ノ效力ト同一」トスレバ宜シイ

(栗塚報告委員) 英國テハ「法律ノ力ヲ持ツ」トシテアリマス

(鶴田委員) 「法律ノ力ヲ有ス」カ

(清岡委員) 法律ハ押シ除ケテ仕舞フ様ニナル

(松岡委員) 伊太利ノハ「法律ノ額ヲ有ス」トアル

(鶴田委員) ドノ位ノ價ヲ持チマスカ

(松岡委員) 三百五十圓位ノモノテス

(栗塚報告委員) 法律ノ場所ヲ保ツテ居ルト云フノテス

(委員長) 法律ニ代用スカ

(尾崎委員) 法律ニ均シキ功ヲ有スカ

(渡 委員) 前ノ按ニハ「法律ニ均シ」トアル

(村田委員) 「法律ノ力ヲ有ス」ガ宜シカロウ

(松岡委員) 「均シキ」ガ宜シイ

(渡 委員) 「力ヲ有ス」ト云フト力ガ入り過キル



(委員長) 其場所ヲ撰メルノタカラ、何ウシテモ「代」ノ字カ何

カナケレハ「法律ノ場所ヲ保ツ」ト書イテハ日本テハ分ルマイ

(栗塚報告委員) 「法律ニ等シキ功ヲ有スルモノトス」ト書イテ

書ケヌコトハアリマセン

(南部委員) 「法律ニ均シ」トシテハ何ウテス

(栗塚報告委員) ソレテハ「代リ」デモ宜シウ御座イマシヨウ

(委員長) 「代ル」ト云フノカ佛蘭西文ニハ一番能ク當ル

(栗塚報告委員) 場所ヲ置キ換ヘルト云フノテス

(清岡委員) 法律ニ取テ代ル様ニナル

(村田委員) 「法律ノ力ヲ有ス」カ

(委員長) カト云フコトテハナイ

(南部委員) 斯ウ云フ字ハ變ヘヌカ宜シイ

(渡 委員) 此儘テ宜シイ

(栗塚報告委員) 註ノ百十五ニ「合意ハ法律ノ代リヲ爲スト云へ

ルハ即チ是レ其合意ノ力ヲ簡單ニ説明センカ爲メナリ然レトモ此

法律ト合意トノ比類ハ宜シク推シテ之ヲ其極度ニ至ラシム可カラ

ス」トアリマス

(委員長) 「兵力」トハ云フガ「法力」ト云フコトハナイ様ダ

(鶴田委員) 私ノ國ニハ「法力坊主」ト云フノカアル咀リ殺クナ

ド、云フノダ

(松岡委員) 「ボアソナード」ハ合意ハ法律ノ效力ヲ爲スト云フ

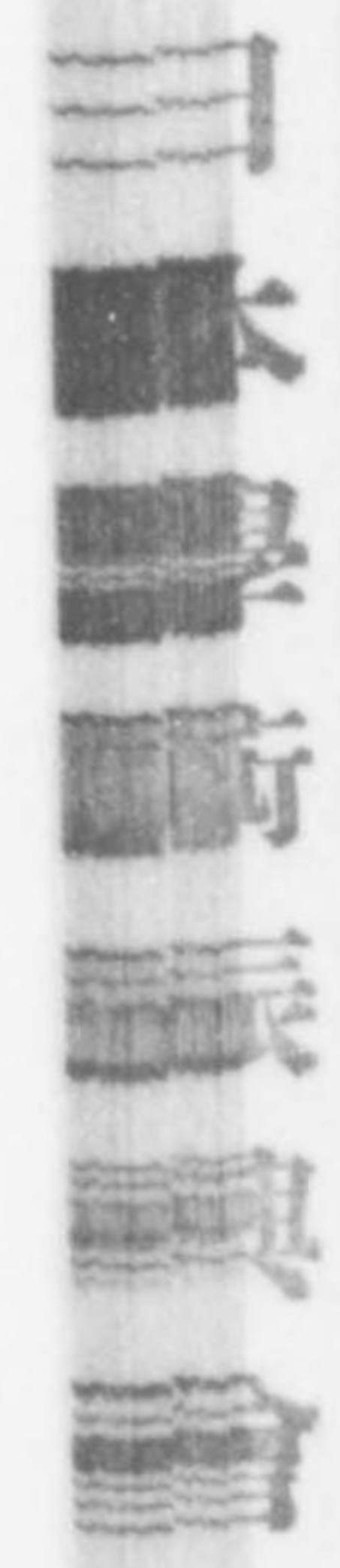
ノカ

(栗塚報告委員) 合意ハ當事者ノ間ニ法トナルトアリマス

(委員長) 先キヘ行キマシヨウ

第三百四十九條朗讀ス

第三百四十九條 何人ニテモ特別ノ合意ヲ以テ普通法ニ外ツレ又



ハ其效力ヲ増減スルコトヲ得但公ノ秩序ニモ又善良ナル風俗ニ
モ觸レサルコトヲ要ス（第六條第千三百八十七條）

（渠塚報告委員） 「テノジエー」ト云フ字ハ何ウシテモ「外ツレ」
ヨリ外ニ仕方ガナイノテ御座イマス、鳥渡線路外へ出ルト云フノ
テス

（委員長） 上ノ「テノジエー」ハ「外ツレル」トアツテ下タノ「
テノジエー」ハ「觸ル、」ト書イテアル

（清岡委員） 普通法ニ對スレハ特別法テ、特別法ニ非ナルモノハ
都テ普通法カ

（渠塚報告委員） 此方ガ何テモ普通法ニ外ツレテ宜シイ

（南部委員） 眞ニ親子ノ秩序ニ觸ルルカ、善良ナル風俗ニ觸ルル
カト云フコトヲ見分ケルノハ六ヶ敷イ

（清岡委員） 民法商法ナドハ普通法トスルト普通法ニ制限ガアツ

テモ外ツシテモ宜シイト云フコトニ解シテハイケマイ

（南部委員） 双方ノ間デ法律ニ外ツレテモ宜シイト云フモノテナ
ケレハ往ケマセン

（清岡委員） 普通法ト云フノハ何ウカ知ラヌ

（村田委員） 普通法ト云フノハ民法ト云フコトタ、民法ニ外ツレ
テスルコトハ出來ル併シ風俗ヲ害ストカ博奕ヲ打ツトカ云フコト
ヲ合意スルコトハ出來ナイ

（清岡委員） 佛蘭西ノ法律ニアリマスカ

（南部委員） 六條ニ在リマス

（清岡委員） ソレハ但以下ニ適用スルノタ

（渠塚報告委員） 千三百八十七條ニモアリマス假令ハ賣買チスル
トキ登記チスルト云フガ、登記チシナイテモ普通法ニ外ツレテモ

賣買ハナイ

(清岡委員) 普通法ハ特別法ニ對スル様ナモノデ、民法モ普通法
テ、其普通法ニハ秩序ニ關シ風俗ニ觸ルルモノテモ壞レラレヌモ
ノカアル

(栗塚報告委員) 假令ハ夫婦ノ財産契約ノトキ^ニ第千三百八十七條
ニ法律ガ別段ナル合意ハ云々トアツテ、善良ノ風義サへ害サナケ
レハ何ウ云フ契約チシテモ宜シイ、其契約ハ法律ニ極メテアルガ
法律ニ極メテ外ノコトチシテモ宜シイト云フノテス

(村田委員) 是レ迄「特別ノ合意ハ此限ニ在ラス」ト云タアレテ
ス

(松岡委員) 極ク委シク云テ見レハ時々云ハンテモ宜シイ

(南部委員) 物權ノ處ニハ云テアリマス

(松岡委員) 秩序ニ關係スル一部分チ氣ノ付イタトキニ云フノテ
ス

(鶴田委員) 利息制限ナドモ三倍ニシテモ五倍ニシテモ構ハヌ、
併シ裁判所テ制限スルガ此處テハ増減スルコトカ出來ル

(栗塚報告委員) 處ガ刑法テ罰スルコトハ出來ナイ

(委員長) 私同士ナラ構ハヌ、裁判所ヘ持テ來テ利息カ高イトカ
安イトカ云フ評テ下ストキハ制限法ニ因ル

(清岡委員) ソレハ公ノ秩序ニ觸ルルモノト見ナケレハナリマセ
ン

(鶴田委員) 相對ノ間テハ外ツレテ法律トナツテ居ル、裁判官ノ
前テハ外ニ法律ガアルト云フノカ

(尾崎委員) 民法ニ御互ヒノ界ヘ互有權チ築クト云フコトカ書イ
テアル、ソレチ貴君ト私デ此方ヘ寄セ様ト云テ眞中ヘヤランテモ
宜シイ

(栗塚報告委員) 命令法禁止法ハ此限ニ在ラスト書イタノト同シ

テ御座イマス

(尾崎委員) 民法中定メテアルコトハ何ウシテモ守ラナケレハナ
ラヌゾヨト云フヨリ、之ハ良イト云ヘハ宜シイ

(清岡委員) 元トヨリ主義ハ悪ルクハナイガ、斯ウ書イテアルト
宜シクナイ

(松岡委員) 普通法ト云フヨリ法律トシテハ何ウダ

(栗塚報告委員) 普通法テナケレハイケマセン

(松岡委員) 商法ニハ「此商法ニ定メナクシテ特別ノ法律ヲ以テ
何々シタノハ何ニスル」トアル

(栗塚報告委員) ソレハ特別法テス

(松岡委員) 特別法ハ劇薬トカ何トカ云フ如キ法律ナレバ宜シイ
ガ、然ウテナイ

(南部委員) 民法ニモ特別法ト云テ日本抗法ナドガアル

(栗塚報告委員) 一私人ノコトヲ書イテ居ル私法ダカラテス

(松岡委員) 私法ニ付テ特別ノ法律カ出來ルノテス

(南部委員) ソレハ商法テナイト云フ丈ケテス

(松岡委員) 普通法ヲ此民法ト見ルト狭クナル

(清岡委員) 佛蘭西ノ六條ノ如クニ書イテ置ケハ何ンテモ差支ナ
イ

(南部委員) 裏カラ見レハ同シコトテス、私ノ合意ヲ以テ公ノ秩
序風俗ニ觸レサル法律ニ違背スルコトカ出來ルト云テ居リマス

(栗塚報告委員) 禁制法テナイモノハ各自ノ勝手ダト見レハ分り
マス

(委員長) 普通法テナケレハイケマセン、唯法律ト云フト何モ備
モ皆ナ道入ルカラ、ソレテハイケナイ、是レテ食事ニシマシヨウ

于時午後第零時十五分休憩ス

午後第一時三十分開議

(委員長) 初ノマシヨウ

第三百五十條朗讀ス

第三百五十條 合意ハ當事者カ明示シタル效力及ヒ其默示ノ意思ニ包含セラレタル效力ノミナラス尙ホ公義、慣習又ハ法律カ合意ノ本性ニ隨ヒ之ニ附着セシメタル效力ヲモ生ス(第一千百三十五條、第一千百六十條)

合意ハ善意ヲ以テ執行セラルルコトヲ要ス(第一千百三十四條第三項)

修正案 第一項「當事者カ」ヲ「當事者ノ」ト改メ又「包含セラレ」ヲ「包含シ」ト改ム又第二項「執行セラルルコトヲ要ス」ヲ「之ヲ執行スルコトヲ要ス」ト改ム

(栗塚報告委員) 修正ガ御座イマス

(鶴田委員) 「公義」ト云フノハ始メテ出タ

(栗塚報告委員) 今迄ハ「條理」ト譯シテ置キマシタ

(村田委員) 「條理」ノ方ガ能ク當ル

(清岡委員) 之ハ「公義」ガ宜シカロウ

(松岡委員) 異議御座イマセン

(栗塚報告委員) 「天然ノ正道」ト云フノテス

(清岡委員) 「公道條理」ダ

(栗塚報告委員) 公道ニ照ラストテモ云フ様ナ字テス

(委員長) 斯ウ云フ字ハ註解ヲ知ラセナケレハ分ラヌ、先キへ行

キマシヨウ

第三百五十一條朗讀ス

第三百五十一條 動産ト不動産トチ間ハス合箇ニ定マリタル物即チ特定物ヲ有償又ハ無償ノ名義ニテ與フルノ合意ハ即時ニ且引

渡ニ關セス要約者ニ所有權ヲ轉移ス但合意ニ附屬スルコトアル
ヘキ停止ノ未必條件ニ付キ下ニ定ムヘキモノヲ妨ケス（第千百
三十八條、第千五百八十三條）

修正按 「即時ニ且」ノ四字ヲ削リ「關セス」ノ下「即時」ノ
二字ヲ挿入ス

（栗塚報告委員） 修正ガ御座イマス

（清岡委員） 「即時ニ」ト「ニ」ノ字ヲ入レテハ何ウタロウ

（栗塚報告委員） 「要約者ニ」ト云テアリマスカラ少シ耳ニ障リ
マス、之ハ羅馬法テハ諾成契約ト給物契約トノ區別テ、承諾丈ケ
テ物ヲ引渡スニ及ハス

（村田委員） 英吉利モ然ウタ、唯佛蘭西ガ異ル計リタ

（松岡委員） 日本ナドテモ實際引渡シテナシニ諾成ガ實際出來テ
居ル

（委員長） 先キヘ行キマシヨウ

第三百五十二條朗讀ス

第三百五十二條 代補物又ハ數、量、尺度ヲ以テ見積リタル物チ
與フルノ合意ハ諾約者チシテ其約束シタル物チ合意セラレタル
本性品質及ヒ分量ニテ其物ノ所有權ヲ要約者ニ轉移スルノ義務
ヲ負ハシム此場合ニ於テ所有權ハ引渡ニ因リ又ハ當事者立會ノ
上爲シタル指定ニ因リ轉移ス（第千五百八十五條）

修正按 「約束シタル物」ノ下「チ合意セラレ」ノ六字ヲ削リ
「ノ所有權チ合意シ」ノ八字ヲ挿入シ又「其物ノ所有權チ」
ノ七字ヲ削ル

（栗塚報告委員） 此處ハ修正チ致シマシテ字ノ置キ換ヘチ致シマ
シタ「物チ與フルノ合意」ハ諾約者チシテ其約束シタル物ノ所有
權」ト致シマス

(松岡委員) 英國ノハ此米、此反物ト極ツテモ引渡サナケレハナ
ラヌカ

(村田委員) 然ウテス

(松岡委員) ソレハ不自由ダロウ

(南部委員) 一方ニ保存スル義務ガアル

(村田委員) 伊太利テモ不動産ノトキハ瓦チ一枚取テ來ルカ、土
チ一ト掴ミ取テ來ル

(栗塚報告委員) ソレハ昔シノ話シテ今日ハ變ヘマシタ

(委員長) 代補物テアルトキハ如何ナル種類ガアルカ代補物トナ
ツタ以上ハ引渡シテナケレハイケナイ、其當時ニ在テハ何チ渡ス
カ分ラヌ

(栗塚報告委員) ソレ故ニ人權外生シマセン、所有權ノ引渡ハ物
ノ引渡テナケレバ移轉致シマセン

(委員長) 代補物ハ人物カラ生セヌカラ、物ガアルト云テモ物ハ
目的トセヌ、ソレ故ニ引渡シテ貰ハナケレハ分ラヌ、然ウスルト
數量、尺度ヲ以テ見積ルト云フノカ

(栗塚報告委員) 代補物即チト云ハナケレハナリマセン、即チ數
量尺度ヲ以テテ御座イマス、代補物ノ外ニ數量尺度ヲ以テ見積リ
得ル物ガアルカト云フニ決シテアリマセン

(南部委員) 量定物ト一回ノ使用ニ依テ消費スルモノトニツガ會
シテ當事者ノ意思ニ因ル代補物ダカラ

(村田委員) 代補物ト量定物ノ區別ガ無クナツテ仕舞ウ

(栗塚報告委員) 此處ハ即チ得ルト致シマシタノハ原文ニ「モノ」
ト云フニツ操リ返ヘシテアリマセン若シ代補物ト其外ニアレハ操
リ返ヘシテアリソウナモノテス

(渡委員) 何ウモ其様ダナ

(南部委員) 然ウナルト代補物デナイ量定物ハ何ウスルカ

(鶴田委員) ソレハ特定物ノ内ニナイ

(南部委員) 然ウナルト代補物即チ量定物ニナル

(松岡委員) 酒トカ米トカ云フノタロウ、ソレカラ當リ前ノ量定

物ハ何尺トカ、何間トカ云フモノタロウ

(栗塚報告委員) 代補スヘキ物代補スヘキ何々ニ因テ見積ラレタ

ルトアリマス

(渡 委員) 横文字ノ文法テハ「即チ」ニナル

(村田委員) 十七條ト十九條ニ區別ガ付イテ居ル

(鶴田委員) 之ハ「即チ」タロウ

(栗塚報告委員) 何レ翻譯ノ方テ改メルテ御座イマシヨウ

(松岡委員) 植屋ニ松ノ植ヲ幾許賣ロウ買オウト云フ、ソレハ代

補物テシヨウ、其時分ニハ唯單一ノ代補物、所ガ現在植屋ニ松ノ

植ガ澤山アル

(栗塚報告委員) 處ガ然ウテナイ、註テハ同シコトテス

(松岡委員) 種類ヲ以テスレハ代補物、度量衡テ定マルノト、種

類ヲ極マルノト云ハナケレハナリマセン

(南部委員) 「代補物ヲ以テ」ト云ヘハ皆遣入ツテ居ルカ知レヌ

ガ

(松岡委員) 「ボアソナード」ノ流義ニ云フト、代補物ト云フト

松ノ植ト云フノテ済ム、然ルニ植屋ニ松ノ植ガ澤山アル、是レカ

ラ何貫目持テ來イト云フト量定計リテ宜シイ、此外ノ物ヲ持テ來

ルコトハ出來ヌ

(南部委員) 代補物ダ

(松岡委員) 代補物ダケレトモ、物ガ指示シテ極マツタ量定丈ケ

ガ茲テ要用ニナル、註ニ「種類及ヒ度量」ト云テアル

(栗塚報告委員) 代補物ハ種類丈ケニ止リマセン

(鶴田委員) 種類ガ本統ニ定マレバ特定物ニナルカ

(松岡委員) 概ト確定シテモ之ヲ量ツタ上テナケレバ所有權ガ移ラヌ、ソレテ即チ量定物ダ

(鶴田委員) 種類ニ付テハ特定ニナル場合ト、ナラヌ場合トアル、假令ハ肥後米ト云テ肥後カラ出テ來ル米ナレバ肥後米ダ

(松岡委員) ソレハ即チ代補物ダ

(鶴田委員) 此一俵ト押ヘテ云フト特定物ダ

(松岡委員) 千俵ノ中カラ百俵ト云フト何ノ百俵カ分ラヌ、矢張り「又ハ」ガ宜シイ

(南部委員) 數量尺度ヲ以テセヌ外ノ代補物ト云フノハ如何ナル物ダロウ

(村田委員) 此處ハ代補物テ本性、本質、分量丈ケノ約束テスル、

ソレニハ數量尺度ガ必要テアルト思フ

(栗塚報告委員) 代補物ト云フノハ數量尺度ヲ以テシタモノト思ヒマスガ、之ハ翻譯ヘ相談シタ上デナケレハ出來マセン

(委員長) ソレテ宜シイ、「即チ」ト云フ字ハ後チニシマシヨウ(清岡委員) 「見積リタル物」ト云フ字ガ具合ガ悪ルクハナイカ

「見積ルヘキ物」トカ「量定物ヲ與フルノ合意」トカシナケレハ「見積リタル物」ト云フト見積テ置イタ物ヲ與ヘルト云フ様ニナル、若シ「見積ル」ト云フ字ガナケレハナラヌト云フナレバ「見積ル物ヲ與フル」トシナケレハナラヌ

(栗塚報告委員) 之ハ何モ意味ハアリマセン「見積ルヘキモノチ」ト云フ意味テ御座イマス、酒トカ、酢トカ何トカ云フモノテ御座イマスカラ

(松岡委員) 唯ノ代補物ト云ヘハ何處ニ在ルノヤラ分ランテモ出

來ル、唯其次ノ數量尺度ダ、此内カラ此レ丈ケノ物ヲ賣ロウ、買
オウト云へハ其トキ要用ナルハ數量ノ見積リ丈ケヲヤルヤラヌト
云フノタカラ

（南部委員） ソレハ然ウタカ代補物ヲ確定スレバ特定物ニナルカ
ラ

（清岡委員） 一体此條ノ大旨意ハ數量尺度ノ如キ代補物ハ量定シ
テ引渡スノ義務ガアルト云フコトテアル、引渡ストキ數量ニ係ツ
テ分量ニ依テトアル、分量ト云フコトハ此トキ量定物ノ分量ヲ確
カメテ引渡ス義務ハアルガ、見積リタルト云フト見積テアル様ニ
ナル

（松岡委員） 見積リタルハ定メタルト云フコトテアロウト思フ

（鶴田委員） 百俵アツタ物ヲ百俵ニシテ渡スト云フノタカラ之テ
宜シイ

（栗塚報告委員） 米百俵ト云へハ數テ見積ツタノテシヨウ

（清岡委員） 併シソレハ量定物ダカラ

（鶴田委員） 之ハ物ヲ與フルノ合意トシテアルカラ見積ツタノタ

（南部委員） 代補物ハ法律ノ代補物ダ、代補物ハ數量尺度ヲ以テ
見積ツタト見レハ宜シイ

（栗塚報告委員） 貴君ニ切レテ一丈賣ルト云フ、一丈ト云フノハ
尺度ヲ以テ見積ツタノテスカラ

（清岡委員） ソレハ見積リタル物テハナイ

（栗塚報告委員） 一丈ト云フノハ見積ツタノテス

（清岡委員） 引渡ストキニ性質分量ヲ以テ一丈ナラ一丈ヲ計リ渡
スト云フ義務ガアルト云フノタカラ、大体ノ旨意ハ引渡ストキ迄
要約者ガ義務ノアル以ノ條ノ様ナ理窟テ要約者ニ義務ヲ充テスト
云フ様テハ宜シクナイ、ソレタカラ引渡ストキ計ルヘキ物ハ量リ、

寸尺ヲ取ルモノハ寸尺ヲ取ラナケレハナリマセン

(委員長) 見積リタルト云フノト引渡スト云フノト混淆シテ居ル
ノテシヨウ、此煙草ヲ甘本ト云フノハ見積リタルテス

(尾崎委員) 先ツ宜シカロウ

(委員長) 先キへ行キマス

第三百五十三條朗讀ス

第三百五十三條 前二條ノ場合ニ於テハ與ヘラレ又ハ約束セラレ
タル物ガ合意セラレタル時日及ヒ場所ニ於テ諾約者ノ注意及ヒ
費用ニテ引渡サルルコトヲ要ス(第一千三百三十六條)

引取ノ費用ハ要約者ノ負擔トス(第一千六百八條)

證書ノ費用ハ若シ所爲カ有價ナルトキハ當事者雙方ノ負擔トシ
又所爲カ無價ナルトキハ得益者ノ負擔トス(第一千五百九十三條)
不動産ノ引渡ハ證書ノ交付及ヒ場所ノ明渡ニ因テ爲サル但簡短

ノ引渡及ヒ占有ノ代辨ニ付キ第七百三條ニ記載シタルモノヲ妨
ケス(第一千六百五條)

債權ノ引渡ハ證書ノ交付ニ因テ爲サル(第一千六百八十九條)

若シ引渡ニ付キ何等ノ期限ヲモ定メサリシトキハ引渡ハ即時ニ
要求セラル、コトヲ得

若シ引渡ノ場所ヲ定メサリシトキハ確定物ニ關シテハ合意ノ時
其物ノ在リシ場所ニ於テ爲サレ又代補物ニ關シテハ其物ノ指定
ヲ爲シタル場所ニ於テ爲サレ其他ノ場合ニ於テハ債務者ノ住所
ニ於テ爲サル(第一千二百四十七條)

修正按 第一項「與ヘラレ」チ「與ヘラレタル物」ト改メ「
約束セラレタル物カ合意セラレ」チ「約束シタル物ハ合意シ」
ト改メ「引渡サル、コトヲ要ス」チ「之ヲ引渡スコトヲ要ス」
ト改ム又第二項「所爲カ」チ總テ「所爲ノ」ト改ム又第三項

第四項「爲サル」ヲ總テ「之ヲ爲ス」ト改ム又第五項「要求セラル、コトヲ得」ヲ「之ヲ要スルコトヲ得」ト改ム又第六項「爲サレ」ヲ總テ「引渡ヲ爲シ」ト改メ又「爲サル」ヲ「之ヲ爲ス」ト改ム

(栗塚報告委員) 修正ガ御座イマス

(松岡委員) 二番目モ「之ヲ爲シ」テ宜シカロウ

(栗塚報告委員) 「之ヲ爲シ」ト致シマス

(鶴田委員) 「引渡」ノアル方ガ宜シイ

(栗塚報告委員) 「其他ノ場合」ト云フノハ代補物ト確定物ト兩方ヘ掛リマスカラ「之ヲ爲シ」デ宜シウ御座イマス

(松岡委員) 引取ルト云フノハ引渡ヲ受ケヌ者カラ云フノタロウ

(栗塚報告委員) 然ウテス

(鶴田委員) 此處ハ確定物ト書イテ前ニハ特定物トアリマスガ違

ヒマスカ

(南部委員) 「特定物即チ」ト前ニ御座イマス、人權ト云テモ或ハ債權ト云テモ濟ム様ナモノテス

(鶴田委員) 債務者ト云フノハ諾約者モ選入ツテ居ルネ

(清岡委員) 之ハ「所爲」ノ見様テスガ「合意」トテモ云テハ何

ウテス

(栗塚報告委員) 所爲カ證書ノ二ツノ一ツテス

(鶴田委員) 日本ノ印紙ノ貼リ方ハ賣ル方テ貼リマスカ

(南部委員) 賣ル方テ貼ルコトニナツテ居リマス

(清岡委員) 印紙ヲ貼ラナケレハ手切ニナル

(尾崎委員) 印紙ハ此條ニ因テハイケマイ

(南部委員) 印紙ハ特別ニナツテ居リマスカラ此條ニ選入ツテ居ラヌ彼ハ一ツノ税テ御座イマス

(尾崎委員) 矢張り費用ダ

(南部委員) 費用ト負擔トハ違ヒマス

(鶴田委員) 海關稅ヲ拂ツタリ、印紙ノ稅ヲ拂ツタリスルコトタ

(清岡委員) 重モノナルモノヲヤルニハ貴様證書ノ費用ヲ出セ杯ト

云フハナイ

(栗塚報告委員) 私ノ親父カ死ニ掛ケニ或人ニ物ヲヤルト云タノ

テスカラ私ハ印紙迄貼ルノハ面倒テス

(委員長) 先キへ行キマシヨウ

第三百五十四條朗讀ス

第三百五十四條 諸約者ハ特定物ノ引渡マテ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其物ヲ保存スヘシ懈怠又ハ惡意ノ場合ニ於テハ其損害賠償ノ價ニ任ス(第千百三十六條、第千百三十七條)

然レトモ無償ノ移付ニ關シテハ諸約者ハ其物ノ看守ニ付キ自己

ニ屬スル物ニ加フルト同一ナル注意ヲ加フルノ責ニ任スルノミ
其他債務者カ右同一ノ注意ノミヲ負擔スル場合ハ前項ニ掲ケタル例外ヲ許ス契約ノ事項ニ付キ之ヲ規定ス(第千百三十六條、第千百三十七條)

(委員長) 末項ハ何ウ云フコトテス

(南部委員) 前項ニ掲ケタル即チ例外ト云フコトデス

(栗塚報告委員) 前項ニ掲ケタル例外ト云フモノヲ自己ニ屬スルモノト同一ナル注意丈ケガ例外デ宜シイ其例外ヲ許シタル契約ノ事項ニ付キ之ヲ規定スト云フノテス

(松岡委員) 茲テハナイノダロウ

(鶴田委員) 其場合々々テ起定スル

(栗塚報告委員) 前項ノ如キ例外ヲ許ス契約ノ處へ往ツタラバト云フノデス

(委員長) 斯ウ云フ處チ注意シテ貰ハヌト困ル

(南部委員) 「前項ノ例外」トヤリマシタガ、同シコトデスカラ

今考ヘテ見レバ「前項ニ掲ケタル如キ例外」ト云ヘハ分ルト思ヒ

マス

(栗塚報告委員) 例外チ許ス條ニ往ツタナレバ此場合チ定メルタ

ロウト云フノテス

(清岡委員) 此様ナ書方ト云フモノハアルモノデナイ

(村田委員) 前項計リデナイ、前二項ニ係リマスネ

(栗塚報告委員) 一項ハ例外デハアリマセン、此レ計リノ責メデ

宜シイノダゾヨ、前ノハ善良ナル管理者ノ注意チシナクレバナラ

又無償ノ移付デハ貰ウ人ガ來ヌトキハ自分ノ物チ持テ居ルト云フ

如キ例外ハ其場合ニ定メル、債務者ガ右ト同一ノ注意ノミチ負擔

スル他ノ場合ハ何處デ定メルカト云ヘバ此例外チ許ス契約ノ事項

ノ處テ起定スル

(清岡委員) 「責ノミニ任ス」トハナリマセンカ

(栗塚報告委員) 同一ナル注意チ加フルノミノ責ニ任スト云フコ

トテアリマスカ、ソレト違ヒマスカ

(清岡委員) 違ヒハシマセンガ「任スルノミ」ト云フコトハ見當

ラヌ様ダ

(委員長) 「シユーサー」ト云フ字ハ何時テモ「事項」ト書クカ

(栗塚報告委員) 或ハ「付キ」ト書クコトモアリマスガ、大概「

事項」ト書キマス

(委員長) 「前項ニ掲ケタル如キ例外チ許ス契約ノ場所ニ於テ之

チ規定ス」ト云ヘハ宜シイ

(栗塚報告委員) 「此例外チ許ス契約ノ事項」ト書ケバ能ク分リ

マス

(松岡委員) 「同一ノ注意ノミチ」ト云フノハ已ニ例外ヲ許シタ
ノタロウ

(鶴田委員) 「其例外チ」トシタラ宜シカロウ

(委員長) 「負擔スル其他ノ場合ハ其例外ヲ許ス契約ノ事項ニ付
キ之ヲ起定ス」トシタラ宜シカロウ

(松岡委員) 前項テハ無償ノ諾約者計リ云テ居ルガ、今度ハ無償
テナクモ無償外ノ債務者ハ

(栗塚報告委員) 債務者ハ其他テハナイ

(南部委員) 「負擔スル其他ノ場合」ガ宜シウ御座イマシヨウ

(栗塚報告委員) 「右ト同一ノ注意ノミチ負擔スル他ノ場合ハ其
例外ヲ許ス契約ノ事項ニ付キ之ヲ規定ス」ト致シマス

(鶴田委員) 「付キ」ハ「於テ」トハナラヌカ

(栗塚報告委員) 「於テ」ニ致シマシヨウカ

(委員長) 「於テ」テモ「付キ」テモ同ジダ

(松岡委員) 「於テ」デハナイ其方法ニ付テ起定スルノダカラ

(鶴田委員) 場所々々ニ於テ起定スルガ宜シイ

(南部委員) 處ニナレバ「於テ」ガ宜シイガ事項ナレバ「付キ」
ノ方ガ宜シイ

(委員長) 「付キ」デ宜シカロウ修正ニ決シテ先キヘ行キマス

第三百五十五條朗讀ス

第三百五十五條 與フルノ合意ノ目的タル物カ各箇ニ定メラレタ
ル總テノ場合ニ於テハ意外ノ事又ハ抗拒スルコトヲ得サル力ニ
出タル滅失又ハ損壞ハ要約者ノ損ニ歸ス但諾約者カ危險ヲ負擔
シタル場合及ヒ停止ノ未必條件ニ付キ記載シタルモノハ此限ニ
在ラス右ニ均シク物ノ總テノ増加ハ要約者ノ益ニ歸ス

然レトモ若シ諾約者カ物ヲ引渡スノ遲滯ニ在リ且物カ引渡サレ

タリシ場合ニ於テハ必ス滅失セサルヘク又ハ毀損ヲ受ケサルヘ
カリシトキハ其損失ハ諾約者ノ負擔ニ歸ス（第千百三十八條、
第千百四十八條、第千百三百二條）

修正按 第一項「タル物カ各個ニ定メラレタル」ノ十三字ヲ削
リ「カ特定物ナル」ノ六字ヲ挿入シ又「要約者以下但」迄ヲ
削リ又「負擔シタル場合」ヲ「負擔シタルトキ」ト改メ「ハ
此限ニ在ラス」ノ七字ヲ削リ「記載シタルモノ」ノ下「ヲ除
クノ外要約者ノ損ニ歸ス」ノ十三字ヲ挿入ス又第二項「タリ」
ノ二字ヲ削ル

（栗塚報告委員） 「抗拒スルコトヲ得サル」ハ翻譯テ「不可抗力」
トナリマス其外ニ之ハ餘程報告委員ノ修正ガ御座イマス、何故斯
ク修正致シマシタカト云フニ但ニ致シマスト、「右ニ均シク」ト
申サレマセン「要約者ノ損ニ歸ス」ト迄云フテ置カヌト申セマセ

ン

（鶴田委員） 「右ニ均シク」ト云フ字ハ何處迄掛リマスカ

（栗塚報告委員） 矢張り是レ文ケノ條件ガ付イテ出マス

（鶴田委員） 牛ガ死ンダラ牛ヲ償ウト云フトキハ子ガ生レタラ子
ヲ取ルダロウ

（栗塚報告委員） 然ウデス

（松岡委員） 牛ヲ賣タガ其牛ガ損ガアレハ危險ハ私ノ方ニ引受ケ
マシヨウト云フ、ソレガ子ヲ産ンダトキハ要約者ノ方ニ行カナケ
レバナリマセン

（栗塚報告委員） 「右ニ均シク」ト云フノハ矢張り前ト同様ニト
云フノデス

（松岡委員） 諾約ノ後チ位ヲ押ヘテ仕舞ハヌト一々何ノ場合ハ何
ウダト云フト困ル

(栗塚報告委員) 意外ノ事不可抗力ニ出テタル益ハ要約者ノ益ニ
歸ス但諸約者カ物ヲ取ルト云フテ居タトキ又ハ停止ノ未必條件テ
云テ置イタモノハイカヌゾヨ

(松岡委員) 危険ヲ負擔スル増加ノ出様ガナイ

(栗塚報告委員) 其反對デ子ガ産レタレバ我ノ方ノ得ニナルゾヨ
ト云テ置ケバイケヌ

(松宮委員) ソレハ契約デ出來ル、詰リ丁寧ニ過キヤセヌカ

(清岡委員) 不可抗力デ牛ノ子デモ出テ來ルトキハ何ウシテモ留
メルコトハ出來ナイ

(南部委員) 「除ク」トアリマスカラ其場合ハ除イテ見ル、除イ
タ處ハ此先キニ規定シテアルト見レバ宜シイ

(栗塚報告委員) 合意カラ物ヲ引渡ス迄ニ價カニ倍カラ三倍ニナ
ルコトガアリマシヨウ

(村田委員) 「右ニ均シク」ト云ハンデモ「又」デモ宜シイ

(栗塚報告委員) 「又」ト云フコトテス

(南部委員) 前ニモ「右ニ均シク」ト云フ字ガアツテ、ソレト同
ジデ漠然トシタ字デス

(栗塚報告委員) 目的タル物ガ各個ニ定メラレタルハ特定物ノ例
デス

(渡委員) 二項ノ「受ケサルヘカリシトキハ」ト云フノハ

(栗塚報告委員) 引渡セハ失ヒモシナカツタロウ、毀損モシナカ
ツタロウト云フコトテス

(松岡委員) 物ヲ引渡スノ遲滯ニ在ル諸約者ハ物ノ引渡ヲ遲滯シ
タトキデシヨウ

(栗塚報告委員) 自分カラ遲滯シタノデナイ、遲滯ニ付セラレタ
ト云フノデス、即チ催促書ヲ持テ來テ一週吹鳴リ付ケタトノ話シ

デス

(編田委員) 仰セノ通り一言モナイ

(松岡委員) ソレハ佛蘭西ニハアルダロウガ獨乙ニハナイ

(栗塚報告委員) 成ル可ク裁判所へ來ラヌ様ニスルノテス

(委員長) 何ウモ仕方ガナイ様ダ

(松岡委員) 之ハ訴訟チスルノデナイ、物ノ引渡スベキ契約ガアツテ、場所ト物ガ定マツテ居ラヌ遠方ノ者ナラ議論ガアル、英國ノハ反對ニナツテ居ル

(栗塚報告委員) 然カモ遲滞ト云フ字チ入レテ來マシタ

(委員長) 先キへ行キマシヨウ

第三百五十六條朗讀ス

第三百五十六條 諸約者又ハ其他總テノ債務者ハ或ハ定期到來ノ後ニ爲シタル裁判所へノ請求又ハ善良ニシテ合式ナル催告書若

民財四ノ一五七

クハ要決書ニ因リ或ハ法律又ハ合意チ以テ明カニ定メアルトキハ定期ノ到來ノミニ因リ或ハ諸約者カ期節後ノ履行ハ最早要約者ニ有益ナルチ得サルコトヲ知リテ其期節チ經過セシメタルノ所爲ニ因リ遲滞ニ付セラル(第千百三十九條、第千百四十五條、第千百四十六條)

修正按 末項「遲滞ニ付セラレタル」チ「之チ遲滞ニ付ス」ト改ム

(栗塚報告委員) 「之チ遲滞ニ付ス」ト致シマス、之ハ長イ様デ御座イマスガ「或ハ」デ始終切テ居リマス

(松岡委員) 前條ノ如キハ確定物ナラ何々ト云フノダ

(清岡委員) 「善良ニシテ合式ナル催告書」ト云フノハ「善良」ト云フ字チ削ツテ宜シカロウ

(松岡委員) 「善良」ハ削ツテ宜シイ

(栗塚報告委員) 「善ク然ウシテ式ニ合テ居ル」ト云フノテスカ
ラ日本ニ譯シテハ見ラレタ字デハナイ

(松岡委員) 「合式ノ催告書」ト云ヘバ澤山ダ

(委員長) 「合式」ト云フト宜シクナイカラ「善良」ト書イタノ
デハナイカ、惡意デヤツタ者ナラ合式デモイケヌト云フ旨意デハ
ナイカ

(村田委員) 英文デハ「善良」ト云フ意味ハ出ナイ

(委員長) 「善良ナル合式」ト云テモ意味ヲ害シヤセヌ、唯重ナ
ツテ居ル計リダ、「ボアソナード」ガ不善良ナル合式デハイケヌ
ト云フ積リデハ削テハナラヌ

(栗塚報告委員) 惡意、善意ト云フ意味デハ無いノデス

(村田委員) 「適法ニシテ且合式ナル」ト云フ字テス

(栗塚報告委員) 字モ違ツテ居ラヌ、印紙モ貼テ居リ、事柄モ間

違テ居ラズ使丁ガ持テ行クト云フコトテス

(委員長) 印紙ヲ貼ツタリ、郵便へ書クトカ云フノガ合式デ「ボ
ン」ト云フノハ事柄ノ善惡ヲ云フノダロウト思フ

(栗塚報告委員) 何ウモ然ウデハナイ様デス、式ガ善クテ、然ウ
シテ適當ナル、善キ書式ノ要決書デ御座イマス

(鶴田委員) 「相當ノ」ト云フコトダ

(村田委員) 「當然ナル」ト云フコトダ

(栗塚報告委員) 「當然適法ナル催告書」ト云フノデス

(委員長) 然ウ云フ意味ダ

(鶴田委員) 「當然ナル合式ノ催告」

(栗塚報告委員) 之ハ翻譯デ尋マシヨウ、削テモ宜シイカ、然ウ
スレバ今後何ウ譯シテ出スカ、若シ何ウシテモ「善良ナル」ト譯
サナケレバナラヌト云ヘバソレ迄デ御座イマス

(渡委員) 「ボン」チ「善良」ト譯シテ來タノダロウガ、然ウ云フ場合ハ外ノ字ノ方ガ宜シイ

(委員長) 「當然ニシテ合式ナル」トデモ書ケバ宜シイ

(松岡委員) 契約シタ品物チ何月幾日ニ渡ソウト云テ、其トキ幾度來テモ其日ハ渡サヌト云テ其晚ニナリ遂ニ翌日焼ケタ、其品物ハ確定物デ然ウシテ場所ハ何處ダト定マツテ居ルガ、之ハ月日ガナイ、月日ハ雙方合意デ定メル

(南部委員) ソレハ定期ダ

(松岡委員) 何月幾日ト定メテ其トキ引渡ス手續キチシナイ、受取人ガ來テモ其時渡サナイ、或ハ荷造リガ出來ナカツタトカ、或ハ事故ガアルカシテ空シク引取ツタ

(栗塚報告委員) ソレハ初メニ如何ナル約束チシマシタ

(松岡委員) 日本デハ然ウ云フコトハナイデス、其トキニ今ノ取

引ガ出來ヌトキハ

(栗塚報告委員) 其トキハ催告書チヤラナケレバナリマセン、只今ノ場合ニ於テ借テ荷造リガ出來ヌノ何ノト云テ引取ガ晚レルカラ、催告書チヤル

(松岡委員) 日本デハソシナコトハ知ランデス、其日ニ受取人ガ來タケレドモ渡スヘキ人カラ差支云テ渡サヌ、然ウシテ其晚焼ケテ仕舞ツタトキハ

(南部委員) 焼ケタノハ不可抗力テスカ

(松岡委員) 失火デ焼ケタトキハ

(南部委員) ソレハ保存スヘキ義務ガアルカラ自分ガ失火チスレバ仕方ガナイ

(松岡委員) ソレデハ類焼シタトキハ何ウシマス

(南部委員) 其トキハ要約者ノ損ニ歸ス

(松岡委員) 何ゼ

(栗塚報告委員) 何ゼナレバ契約デ以テ移轉シテ居ル

(松岡委員) ソレヲ渡サヌ

(南部委員) 引渡サレタレハ五十五條ニ「且」ガアルカラ宜シイ

(栗塚報告委員) 要約者ノ損デス、併シ一旦催告モシテ渡サナカ

ツタノハ別デス

(松岡委員) 日ヲ期シテ渡サンデモ

(栗塚報告委員) 法律ニ因テ明カニ定メタルトキハデス

(松岡委員) 是レカラ法律ヲ拵ヘルト、其トキ渡シテ呉レト云テ

モ渡サヌ、渡サンデモ要約者ノ損ダ、併シ渡サヌカラ起ツタ損ダ

カラ

(清岡委員) ソレハ遲滞デナケレバイケヌ

(栗塚報告委員) 家ノ賣買デ登記モ済ミ貴君ニ所有權ガ移リ今日

民財四ノ一六〇

御渡シ申ソウト云フトキ焼ケタトキハ貴君ノ損デス

(松岡委員) 今日渡スヘキヲ渡サンデ、明日焼ケタトキハ

(栗塚報告委員) 矢張り貴君ノ損デス

(松岡委員) 催告書ヤ執行吏チヤラナケレバ明カデナイト云フノ

ハ酷ニ過キル、物ノ期限ガ切レバソレカラ利息ガ生スル、佛蘭西

デハ管理ノ立替ヘナドハ利息ハ生ゼヌ

(鶴田委員) 「明カニ定メタル」ト云フノハ催告書ヲ定メタルト

ハ見ヘナイ

(南部委員) 「定期」ト云フノハ或ハ定期到來ノ定期ト同ジデス

(鶴田委員) 前ノ定期ト云フノハ誰ガ定メタノカ、分ラヌカラ詰

リ明細デナイ、黙約ガ強情デアルト思ツタカラ裁判所へ出テ請求

スルト思タ

(栗塚報告委員) 註ニ私ニ爲シタル告知テハイケヌケレトモ、明

瞭ニシテ債務者が認知スレバ宜シイトアリマス、簡様ニ云フテ置
カヌト私ハ催促ヲ受ケヌカラ拂ハナカツタト云ヘル

(松岡委員) 南部サンノ云フノハ何月幾日ニ送ルト云フコトテハ
イケナイ、催告書ハ送ラナイト云フコトヲ明言シテ置カナケレバ
イケヌト云フノダ

(南部委員) 唯定期ガ切レタト云テ、直ク行クモノデハナイ

(松岡委員) 然ウスレバ諾約者ガ任スルノタロウ

(南部委員) 詰リ渡シテ呉レト云フコトヲ催促シテ其證ガアレバ、
公正證書ノ執行吏チヤランダモ宜シイト云フノデス

(鶴田委員) 法律又ハ合意チ以テ明カニ通滞ヲ定メアルトキハト
讀マナケレバナリマセン

(南部委員) 長イカラ分ラヌノテス

(栗塚報告委員) 皆通滞ニ付スト書イテ御覽ニナレバ分リマス

(松岡委員) 大別スルト佛蘭西法デハ何月幾日ニ渡スト云フタ計
リデハイケナイ、何月幾日ニ渡サナケレバ御前ニ責ガ起ルゾヨ、
頑固ニ云ヘバ通滞ニ付スルトカ或ハ要決書ヲ送ルトカシナケレバ
爲ノニ義務ガ生シナイ、日本ノ者ハ何月幾日ニスルト云ヘバ次キ
ノ日ニ受取ラヌ

(南部委員) ソレハ大變弊害ガアル

(松岡委員) 私モ確カトハ覺ヘヌガ、米國英國ノ方ハ催告書要決
書ガ無イ様ニ思フ

(南部委員) 所有權ノ移轉ガ違ウカラ悉ク違ウ様ニナル

(栗塚報告委員) 八百五十六條ノ註ニ「一箇ノ期限アリト雖モ債
務者ハ此單獨ノ經過ニ依リテ其義務ノ履行チ通滞シタルモノトセ
ス概シテ其期限ノ經過チ債權者ヨリ債務者ニ告知シタルモノトセ
ス」トアリマス、貴君ノ仰シヤル處チハ一箇ノ期限ガ定メテアレ

ハ期限ガ経過シタ計リデ滞滞ニナルト云フノダ

(松岡委員) 或ハ一箇ノ期限ガアツテ、期限ガ切レテモ別段ニ責
ノハ起ラヌ、然ル處ガ「ボアソナード」躬ラモ云フニ昔シハ概シ
テ反對ノ規則デアツタ、期限ガ人ノ代ハリニ催促スルト云フコト
ガアル、今日ハ期限ヲ催促シズニ書クト云テアル

(栗塚報告委員) 何ゼト云フニ人ガ遺シテ居ルカ知レヌ

(松岡委員) 已ニ佛蘭西デモ昔シハソレガアツタ、次キニ今日ノ
英國ノ如キモ確ト此コトヲ調ヘタラハ必ラス出シマスガ、是レ丈
ケノモノハ餘程良イモノニシテ餘程困難ガ起リ習慣チ顛倒シナケ
レバナラヌ

(栗塚報告委員) 凡ソ民間ニ貸借ガアツテ期限ガ來テ、催促ハ一
通モシナイ、六ヶ月目ニ無論返ヘスカラト云テ、直ク訴ヘルト云
フ御考ヘデアリマシヨウカ、或ハ一通催促シテカラ訴ヘルト云フ

御考ヘデアリマシヨウカ

(松岡委員) 訴訟チスルト云フノハ別ノコトデ、雙方ノ間ノ權利
義務ガ岐カルル處ハ雙方ノ者ガ必ラズシナケレバナラヌト云フコ
トハナイ、訴訟チスルノハ問題ガ別ノコトデス

(南部委員) 貸金ノトキ滞滞ニ付スルノハ別ノコトデハアリマス
マイ、滞滞ニ付スレバ訴訟ガ出來ルト云フノデアリマシヨウ、滞
滞ニ付スレバ利息ガ生ジテ來ル様ナコトモアル、ソレガ違ウ

(村田委員) 法律ニ明カニ定メタル期限ト云フノハ期限ガ來レバ
催告書ヲ出スト云フノトハ違ウト思フ

(南部委員) ソレハ然ウデス

(栗塚報告委員) 貴君ニ金チ借ルトキ栗塚ニ催告書ヲ送ルノハ嫌
厭ダカラ、五月廿日ニ返ヘサナケレバ直クニ訴ヘルゾヨト云フコ
トチ明カニ云フテ居タトキハ催告書チヤルニハ及バヌ、直クニ訴

ヘテ宜シイ、左モナイ以上ハ栗塚ガ遺シテ居ルカ知レヌカラ「栗
塚金ヲ返ヘセ」ト云フテ下サイ、ソレヲ云フノハ公正證書カ私正
證書デスルカト云フコトハ二段ニシテ、一通知ラセテ質ヒ度イト
云フノデス

(村田委員) ソレダカラ當然ノモノト思フ

(栗塚報告委員) ソレヲ松岡サンノ云フノハ期限ガ來タ計リテ滞
滞ト思フガ、五月廿日ガ來レバ其習日カラ滞滞デハナイ、ソレヲ
告知シタ以上デナケレバ滞滞ニナラヌト云フコトハアリソウモナ
イモノデハナイカ、廿日ガ過キレバ滞滞ニナツテ居ルノデハナイ
カ、ソレ故ニ損失ヲ論スル處モ貴君ノ家ヲ私ガ買タ處ガ、貴君ガ
明渡シテ下サラヌ、貴君ハ五月廿日ニ家ヲ渡スト云フ期限ガアル
ト云フノデアリマシヨウ

(鶴田委員) 理窟ハ其方ガ宜シイデシヨウガ、今日ノ民法ハ何ウ

ナツテ居リマスカ

(南部委員) 催促ハスルデシヨウ、利息ハ期限ガ切レルト生スル

コトニナツテ居リマス

(鶴田委員) ソレヲ變ヘルニハ今一ツ明カニ書タ方ガ宜シイ

(南部委員) 貸金ノコトハ先キニ議定シテアリマス、借主ニナツ
テモ或ハ免責時効モアルカラ其處ヲ法律ガ見ナケレバナラヌ、ソ
レヲ見レバ催告ハシナケレバナラヌ

(村田委員) 質屋デモ然ウテス、三十日ト云テモ三日ノ間無利息
デ置キマス

(栗塚報告委員) 私ガ米ヲ百俵松岡サンニ賣ルト云テ明日引渡ス
ト云フ、處ガ焼ケマシタ、然ウスルト松岡サンノ損ニナル、ソレ
ハ酷デハナイカ私ハ錢モ受取ラヌ、然カモ期限ガ來テ居タニ渡サ
ヌノハ栗塚ノ惡ルイノデハナイカト云フノガ松岡サンノ論テス、

通滞ニ付セハ諸約者ノ損ニナル借テ通滞ニ付シ方ハ何ウカト云フ
ト三ツアルカラ今ノハ明カニ云フテモ居ラヌ

(鶴田委員) 催告書ハ公證人ガヤルカ

(栗塚報告委員) 使丁デヤリマス

(鶴田委員) 簡様ナ式ガ定マレバ此方ガ宜シウ御座イマシヨウ、
併シ償習ハ斯ウデハナイ

(清岡委員) 償習カラ云フト引渡チシナイトキニ焼ケレバ賣タ者
ガ損ニナル、此法律ガ出テハ私ガ物チ買テ明日持テ來イト云テ焼
ケルト私ノ責ニナル

(尾崎委員) ソレハ場合ガアル

(栗塚報告委員) 米チ百俵一昨日御渡シ申ソウト云テ渡サヌ爲ノ
ニ米ガ焼ケタトキ、通滞ニ付サレテアレバ私ノ損ニナルガ、通滞
ガナケレバ貴君ノ損ニナル

(委員長) 期限ガ切レタカラト云テ催促モシナイデ直ク裁判所へ
行カレテハ叶ハナイ、先キヘヤリマシヨウ

第三百五十七條朗讀ス

第三百五十七條 爲シ又ハ爲サル、ノ義務チ持スル合意ノ效力ハ

第四百二條ニ之チ規定ス

(南部委員) 之ハ四百二條チ御覽ニナレバ分リマス

(松岡委員) 「持スル」ト云フノハ何ウ云フコトデスカ

(栗塚報告委員) 「義務チ持テ居ル」ト云フノデス

(南部委員) 「有スル」トシテハ何ウダ

(鶴田委員) 爲シ又ハ爲サ、ル外ニ義務ガアリマスカ

(栗塚報告委員) 與フルガアリマス、「持スル」ハ「含有スル」
トヤリマスカ

(委員長) 「有スル」ガ宜シカロウ

(栗塚報告委員) 「爲シ又ハ爲サ、ルノ合意ノ功力」デモ宜シウ
御座イマス

(鶴田委員) 「有スル」ガ宜シイ

(清岡委員) 「有スル」ナラ「持スル」ガ宜シイ

(栗塚報告委員) 翻譯ヘ相談致シマシヨウ

(松岡委員) 分リ切ツテ居ルコトヲ翻譯ニヤラレテモ宜シイ

(清岡委員) 其様ニ無茶苦茶ニヤルモノデナイ

(委員長) ソンナラ原案通りテ置キマシヨウ、先キヘヤリマス

第三百五十八條朗讀ス

第三百五十八條 合意ハ當事者ノ相続人及ヒ其他ノ一般ノ承継人
ヲ利シ又ハ之ヲ害ス但法律又ハ合意ヲ以テ格別ニ定メタル場合
ハ此限ニ在ラス(第千百二十二條)

(鶴田委員) 之ハ能ク分ル

(委員長) 合意ト云フモノハ何時デモ善良ノモノデハナイナ

(鶴田委員) 合意ハ子孫ヲ害スルコトガアル

(松岡委員) 親父ガ遺業シテ此様ナ厄介ヲ遺シタ杯ト云フノガアル

(委員長) 合意ハ當リ前ノ合意ト格別ノ合意ガナケレバナラヌカ

(栗塚報告委員) 私ガ死ンダラ息子ニ係ツテ呉レルナ、ソンナラ
息子ニ係ツテヤルマイト云フノモアリマス

(委員長) 跡ヘ遺シテ呉レルナト云タラ承継人ニ及バヌコトニナ
ル

(南部委員) 會社ノコトデ或ル一人ガ請求スレバ解散スルト云フ
コトガアル、ソレヲ合意スレバ子孫ニ移リマセン

(委員長) 自分ガ死ンダラ他ヘ移ラヌ様ニシ様ト云ヘハ前ノ合意
ノ中ニ遣入リヤセヌカ

(南部委員) ソレヲ云フト道入ラヌモノハナイ

(栗塚報告委員) 承継人ニモ相継人ニモ及バヌコトガアル、ソレハ今ノ場合デハ松岡サンニ金ヲ借りテ私ガ死ンダラ返ヘシマセント云ヒ、ソレデ宜シイト云フト松岡サンノ承継人ハ害シマスガ、私ノ息子ハ利シマス

(南部委員) 死ンデモ金ハ返ヘサナケレバナラヌモノダ、併シ乍ラ合意ニ反シテ返ヘサンデモ宜シイト云フト、格別ニ定メタル場合ト云フコトニナル

(委員長) 然ウ云ハンデモ「之ヲ害シ之ヲ利ス」ト云フノデ但ハナクテモ理由ガ出来ルト思フ

(栗塚報告委員) 合意ヲシテ置カヌト松岡サンガ私ノ相継ニ向テ實ノテ来ルカラ害シマス

(委員長) 松岡サンニ合意スルノハ君ノ相継人ヲ利シ様ト思テシ

タロウカラ若シ其害ガ相継人ニ及ハヌト云フ合意ヲスルノハ別段ダト云フコトヲ書カナケレバナラヌ

(鶴田委員) 合意ノ利害ガ子孫ニ傳ハリ、傳ハラヌ様ニ合意デ出来ルト云フノデス

(委員長) 前項丈ケデ其コトガ出来マス、何ゼ「ボアソナード」ガ之ヲ書イタカ分ラヌ、一物ノ様ニ思フ

(南部委員) 處ガ兩方ヘ掛ツテ居リマスカラ一時ニ見ルト左様ニナリマスケレトモ一人ノ方カラ金ヲ貸シテ、借主ガ相継人ヲ害スル、併シナガラソレニ反對スル契約ガ出来ル、利スル害スルト云フ字ヲ顛倒シテ御覽ニナレバ左様ニナリマスガ、借主ニモ反對ガアリ貸主ニモ反對ニナルト御覽ニナレバ分リマス

(委員長) 承継人ヲ害シ又ハ之ヲ害スルト云フコトニシテモ、其裏ハ利益ガ伴ツテ行クカラ貸主ガ取ルヘキ金ヲ損チスル

(南部委員) 初メノ合意ガ何トモナシニ合意チシタトキニ子孫チ利シタリ、害シタリスル、但書ハ子孫ノ爲メニ利害チ及ボサヌト云フ約束ヲ定メタノデアリマスカラ「格別ニ定メタル」トシタノデ御座イマス

(委員長) 繼承人ニ及ブノモ合意デアル、合意デアレバ繼承人チ利シ又ハ害スカラ何レニシテモ合意ハ繼承人ニ利害チ與ヘル

(南部委員) 初メハ子孫ニ與ヘル、仕舞ヒハ別段ニ與ヘルノデス
(委員長) 均シク合意デアレバ、之チ利シ之チ害スニ違ヒナイカラ末項ヲ變ヘタ丈ケノコトハナイ

(栗塚報告委員) 但書ガ御座イマセント、今ノ様ナコトハ申シマセン、松岡サンガ栗塚御前ガ死ンダラバ御前ノ相續人ハ害サヌゾト云フ、私モ相續人ニ係ツテ下サルナ私ノ息子ハ養子デ御座イマスカラト云ヘルモノチ但書ガナイ爲メニ松岡サンヘ催促ガ出來ル

(松岡委員) 私ガ死ンデモ仲ガスルカ知レヌ

(栗塚報告委員) ソレデ「法律又ハ特約チ以テ定メタルトキハ此限ニ在ラス」デ御座イマス、但書ガアルト、ナイトデ大變違ヒマス、親ノ因果ガ子ニ崇ルト云フガ崇ラヌ様ニ初メニ約束シテ置ケバ宜シイト云フノデ御座イマス

(輪田委員) 利害ノ反對ニスルコトカ出來ル

(栗塚報告委員) ソレハ結果デス

(委員長) 今日ハ是レデ置キマス

于時午後第五時閉會

日本學術叢書

民法草案接人權ノ部第二十六回議事筆記

自第三百五十九條
至第三百七十二條

明治二十一年二月十五日午前第九時二十五分開會

(委員長) ヤリマシヨウ

第三百五十九條朗讀ス

第三百五十九條 債權者ハ自己ノ債務者ニ屬スル權利ヲ主張シ及
ヒ物權ト人權トヲ問ハス其訴權ヲ行フコトヲ得

債權者ハ此事ニ付テハ或ハ差押ノ方法ニ依リ或ハ自己ノ債務者
ヨリ又ハ自己ノ債務者ニ對シテ行ハレタル訴ニ於ケル參加ノ方
法ニ依リ或ハ民事訴訟法ニ違ヒ得タル裁判上ノ代位ニ憑レル第
三者ニ對スル間接ノ訴ニ依リモモ處辦ス

然レトモ債權者ハ自己ノ債務者ニ屬スル單純ナル適法ノ權能又
ハ專ラ債務者ノ一身ニ留保セラレタル權利ヲ行フコトヲモ又法
律又ハ合意ヲ以テ差押フルコトヲ得サルモノト宣言セラレタル

日本學術叢書

財産ヲ差押フルコトヲモ得ス（第千百六十六條）

（修正）第二項下「レル」ノ二字ヲ刪リ「據シテ」ノ三字ヲ挿入シ對ノ下「スル」ノ二字ヲ刪リ「ニ行フ」ノ三字ヲ挿入ス、リノ下「テモ」ノ二字ヲ刪ル

同條第三項二行目「ニ」ノ下「留保セラレタル」ノ七字ヲ刪リ「附着スル」ノ四字ヲ挿入ス四行目「宜」ヲ「明」ニ改メ「セラ」ノ二字ヲ刪リ「シ」ノ一字ヲ加フ

（清岡委員） 本條初項ノ自己ノ債務者ニ屬スル權利トアリマスガ、之ハ屬スルト云フハ考ヘ違ヘカ出來ソウデスガ、對スルト云フノデハ御座イマセンカ

（栗塚報告委員） 「屬スル」デ御座イマス

（清岡委員） 權利ハ債權者ノ權利デシヨウ

（南部委員） 債務者ノ權利デアリマス、私ガ貴君ニ金ヲ借り、債

主ガ三人アレバ私ニ對シテ如何ナル權利カアルカナレハ、抵當ハ取テ居ラヌケレトモ主張スル權利ガアルノデス

（尾崎委員） 債務者ニ屬シテ居ル權利ヲ債務者ニ代ツテ主張スルカ

（栗塚報告委員） 主張ノ仕方ハ次キノ項ニ云テ居リマスガ、先ツ此所デハ原則ヲ定メテ、負債者ノ財産ハ賄リ買ニ取タモ同様ト云フ原則ヲ示シタノデアリマシテ、債務者ニ屬スル權利ヲ主張スルコトモ出來、又人權物權ヲ問ハス訴權ヲ以テ、差押方法ニ依タリ、又ハ訴訟ニ參加シタリ、又ハ裁判所ニ對シ、間接ニ訴ヲ行フノテ

（尾崎委員） 裁判所ヘ代理ヲ願ツテ許サル、歸ケテスカ
（栗塚報告委員） 左様デス、裁判所ヘ代位デ間接ノ訴ヲ爲スノテ

ス

(尾崎委員) 債務者ノ位地ニ代ツテデシヨウ

(栗塚報告委員) 左様デス、此所デハ債務者及ヒ自分ノ仲間ノ債權者ニ代ツテデアリマス當前ノ訴訟參加方法ニ依テ間接ノ訴デ御座イマシヨウ、私ガ負債者デ貴君ガ債主、南部サント訴訟ガアレバ、栗塚ヲ參加セシムルガ、貴君ニ取テハ間接ノ訴デアリマス、民事訴訟法ニ從ヒ、裁判上代位ニ憑據シ、ハ貴君ガ參加ナサルハ宜シイガ、未タ外ニ債主ガアリ、松岡サンガ私ノ債主トスルト、貴君ガ參加シテ、若シ敗訴シタラ栗塚ガ辯護ノ仕方ガ悪ルイカラ、南部サンモ松岡サンモ債主權ヲ持テ居ルカラ、貴君ト同一ノ權利カ私ニ對シテアリマス、所ガ左様デナク貴君ガ裁判上代位ニナルト、松岡サンモ代表シ、栗塚ヲモ代表シテ、南部サンニ係テ訴ヘル、貴君一人ヲ引受ケル、數債務者ヲ代表シテ、債務者ト訴訟シテ居ル人ニ向ヒ、私ト南部サント訴訟ヲシテ居ル所ヘ貴君カ參加

訴訟ヲスル、栗塚ニ任セルト願合ツテ南部サンニ負ケテ仕舞コトモアロウト云フ心配モアルカラ、栗塚ニ代ツテ貴君カ訴テナサルコトカ出來ル、尤モ直接ノ訴訟デハナイ、何ゼナレバ栗塚ト南部ノ間ニアル訴訟ダカラ栗塚ニ代ハル、獨リ栗塚ニ代ツタ丈ケカナレハ、松岡サン其他ノ債主ニ代ツテヤル、然レハ貴君ノ所作ハ皆外ノ者ガ承諾シナケレバナラント云フコトデアリマス

(松岡委員) 代位ト云フノハ今出來掛ツタ訴訟デハナイ様テスガ
(栗塚報告委員) 左様デス、身代限リヨリモ前ノ話デス
(尾崎委員) 今迄日本ノ様テハ箇様ナ場合ハナイ、訴訟デ箇様ナコトハ定ノント性カヌ

(松岡委員) 參加方法ニ依ルハ訴訟法ニ出來テ居ル
(栗塚報告委員) 左様デス、之ハ皆負債者ニ對シテ差押ヘテハアリマセン

(松岡委員) 訴訟法デモ左様デシヨウ

(南部委員) 註ニモアリマスガ、差留ハ率口權利ニ代ハツテヤル
場合デナクシテ、自分ガ權利ヲ行フ場合デス

(栗塚報告委員) 己レノ債務者ニ屬スル訴權ヲ行フコトガ出來ル
ガ、之ヲ行フ二三ノ方法ガアルト云タノデアリマス

(委員長) 差押方法ハ直接ニ債務者ニ代ハルノデハナイカ
(栗塚報告委員) 左様デハ御座イマセン、参加ハ無論宜シイ、代

位憑據シテモ宜シイ、差押方法ニ依ルト云フノハ債務者ニ對シテ
云フノテナクシテ、第三者ニ對シテデアリマス

(南部委員) 之ハ前項ハ即チ債務者ノ權利ヲ行フトアリマスカラ、
意味ハ左様ナルノデアリマス

(委員長) 差押方法ハ債務者ニ代ハルハ當然ダガ、此所デ第三者
ニノミト云フハ自己ノ債務者ニ對シテ行フコトハ直接ニ行フノタ

ロウ

(南部委員) 行ハレタル訴ニ参加スルノテス

(尾崎委員) 第三者ニ對シテ代ハツテ差押ヘルト云フハ如何ナル
場合デスカ

(栗塚報告委員) 私ガ貴君ノ負債者デ、某甲ハ私ノ負債者デアリ
マス、私ハ甲ガ故ニ居ル、之ニ係テモ效能ガナク、取テモ貴君ニ
取ラレテ仕舞フナラ棄テ置ク、不的腐テ詰ラヌ、資金ガアツテ、
之ヲ取ツテモ、直ク貴君ガ取テ仕舞フカラ怠ルコトガ世ノ中ニア
リマシテ、栗塚ガ押ヘテ置ケバ宜シイニ、某甲ハ財産ガアリナガ
ラ栗塚ガ行ハヌ爲メニ、貴君ガ損チスル、栗塚ガ差押ヘレハ貴君
ノ都合ガ宜シイ、私ガ取テモ貴君ニ取ラレルカラ投ケヤリニシテ
置クコトガアルカラ貴君ハ之ニ代ツテ差押ヘルコトガ出來ルノテ
ス

(尾崎委員) ソレハ訴訟法ニ定メルカ

(栗塚報告委員) 之ハ原則ヲ極メルノデス

(尾崎委員) 私ハ何ノ權利モナイデハアリマセンカ

(栗塚報告委員) 原則デ極メルノテス

(尾崎委員) 訴訟法ニナイテハナイカ

(栗塚報告委員) 權利義務ヲ定メルハ民法ニアルノテス

(尾崎委員) 南部サンガ栗塚ニ對シテノ義務ハ、私ニ對シテノ義

務デナイカラ、直接ニスルコトハ出來ヌ

(南部委員) 今ハアリマセヌ

(栗塚報告委員) 今ハアリマセンガ、是レカラハ大切ニナルノテ

ス

(尾崎委員) 參加トナリ、或ハ代位デ、第三者ニ係レル差押ハ如

何ナル風ニ係レルカ分リマセン

(栗塚報告委員) 即チ直接ノ差押デアリマス

(尾崎委員) 其方法ガ出來ナケレハナラン

(栗塚報告委員) ソレハ即チ訴訟法デ出來マス、私ガ某甲ノ財産

ヲ差押フルノハ、四通り程アリマス、假差押、又權利保存ノ差押、

執行差押、回復差押モアリマス、左様スルト某甲ナル債務者ニ對

シテ訴訟デ充分勝テ、私ニ訴ヘラレテ公賣シテモ宜シイガ、良シ

公賣シテモ貴君ニ取ラレルカラ棄テ置クト云フコトカアル、スル

ト浪費シテ仕舞ヒ仕方ガナイカラ直クニ貴君ガ裁判所ヘ行キ、栗

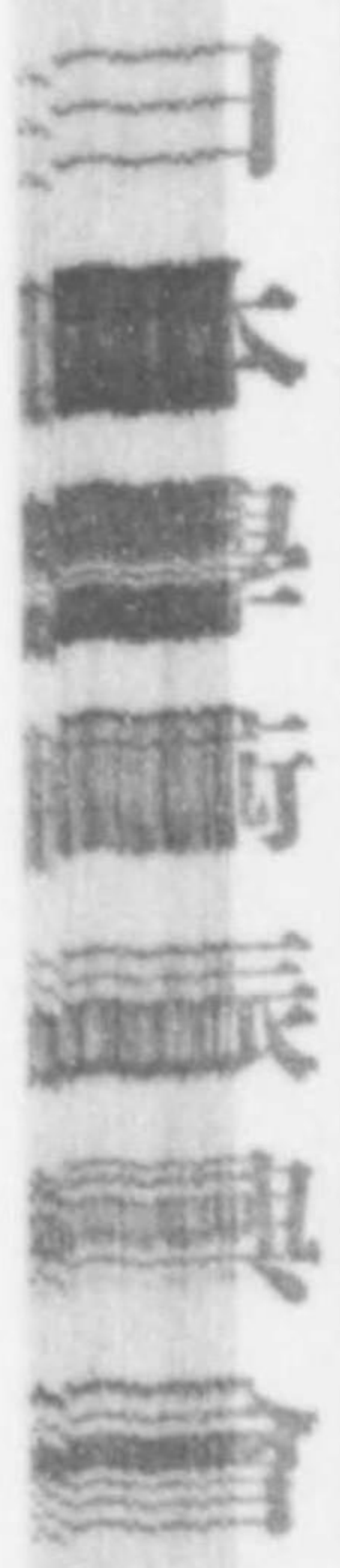
塚ト云フ者ニ、貸金ガ此通りアルカラシテ、栗塚ガ財産差押チ意

ルト困ルカラ、栗塚ニ代ツテ押ヘルト云フノデアリマス

(尾崎委員) ソレハ公賣デ、公衆ノ知タ折デシヨウ

(栗塚報告委員) 知ラヌ折デアリマス

(尾崎委員) 先ツ私ハ貴君ガ南部サンニ對シテ權利義務カアルカ



知りませヌ

(松岡委員) 此間カラ議論ガ出マシタガ、差押ハ人ノ權利義務チ知テ居ルカラ甲ノ人ヘ云ヒ掛ルノデ分ラヌト云タラ、分ラヌ、實際離カラ某ニ對シテ貸カアルト云フコトハ知レルコトデアリマス

(栗塚報告委員) ソレチ知テ居ラヌテハ金チ貸サヌ、金貸ハ栗塚ノ身代ハ如何カ知ラナケレバ金ハ貸サヌ、栗塚ハ何デモ甲某ニ金モ貸テ居ルカラ、ト云テ安心シテ居ラル、然ルニ私ノ意リデ、種種ヤツテ見テモ取ラル、ドウセ身代限リシテモ宜シイト云フ栗塚ナレバ、ソナモノニハ構ハヌ、栗塚ノ負債者ガアルソウダカラト云テ、裁判所ヘ訴ヘテ行カル、コトハ便利ナ話デ、此三ツ方法ガアレバ、第一項ノ自己ノト云フハ尾崎サンデ尾崎サンハ自己ノ債務者ノ栗塚ノ權利ノ主張及ヒ物權人權ノ訴權ノ訴權チ行ヘ得ル爲ノニ、貴君ハ満足ニ貴君ノ權利チ主張シテ損チナサラヌコト

ガ出來ルノデアリマス、ソレテ又甲某ト私ト訴訟チシテ居ル、私ガ勝ツ工風ガアルガ勝ツテモ貴君ニ取ラル、ト思テ、故意ニ負ケルカモ知レス、或ハ馴合テ負ケテヤルカラ幾分カ呉レンカト云フカモ知レヌ、ソレハサセヌゾヨ、栗塚ト甲ノ人ノ間ニ訴ヘラレ、其時貴君ガ参加スルコトガ出來ルト、自己ノ債務者ニ行ハレタル、ト次ノ項ニアリマス、此場合ハ、参加スルコトガ出來ル、又ソウスルト貴君ガ訴ヘルト松岡サンモ栗塚ニ對シテ債權ガアルカラ、ト云テ二人デ栗塚チ訴ヘル場合ニハ寧ロ二人デヤルヨリハ一人デ引受ケテ相手取ルト、栗塚チ代表シ、又松岡サンモ代表シテ甲某チ訴ヘルコトガ出來ルト云フデアリマス

(委員長) 一項ノ物權人權チ問ハストアルハ債權者カ物權人權チ問ハス、自己ノ債務ト權利チ行フコトチ得ル旨意デシヨウカ

(栗塚報告委員) 其積リデス、債務者ニ屬スル訴權チ行フコトチ

得ル、ソレハ物權人權ヲ問ハスト云フノデアリマス

(委員長) 日本文ヲ見ルト、權利主張ハ物權人權ニハ拘ハラヌノ
デス

(栗塚報告委員) ソレドコロデハナイ訴權丈ケハ一方ノ權利ヲ債
務者ニ屬ス權利、物權人權ト云ヒ度クモナク、總テ債務者ニ屬ス、
財産ハ債權者ニ屬スノテス

(委員長) 日本文デハ何モ箇モ、物權人權以外ノモノ迄モ及ブト
見ヘルガ、債權者ハ物權人權ヲ問ハス債務者ニ屬ス權利ヲ行フ、
若シ此儘置クト人權物權ヲ問ハス訴權ヲ行フ、權利ヲ主張スルト
云フノハ債務者ノ一身ニ屬スル權利ハ皆俵ルト見ハセンカ

(栗塚報告委員) 此所ニ書イタハ權利ヲ主張シ、物權人權ト云フ
ヲ問ハステハ分リマセヌ、只訴權デアリマス、債權者ニ屬スル權
利主張ハ恰モ財産ハ權利ナリ、權利ハ財産ナリト云フト同シク、

民財四ノ一七四

債務者ノ財産ハ己レノ擔保ニナツテ居ルモノト云フ意味ヲ現ハシ
テ居ルノデアリマス

(松岡委員) 主張ノ項ニ訴權ヲ持ツト云フコトニナラナケレハナ
ラン

(栗塚報告委員) 「債權者ハ訴權ヲ行フヲ得、物權人權ヲ問ハス、
債務者ニ屬ス」トアリマス

(委員長) 債務者ニ屬ス、物權人權ヲ問ハス、訴權ヲ行フコトヲ
得、トアルカラ我輩ガ不作法ニ讀ムト、債務者ニ屬スル物權人權
ヲ問ハス訴權ヲ行フコトヲ得、ト讀ム、債務者ニ屬スハ物權人權
ヲ問ハス直クニ訴權ニナル

(栗塚報告委員) ソウ往カヌノハ「レゼン」「アクション」ハ女
姓ダカラ「ドロアー」ニナルト、「女性男姓カアルト形容スレバ
男性ニ書カナケレハナラン」「アクション」丈ケニ掛ツテ居ルノテ



アリマス、自己ノ債務者ニ屬ス、權利ヲ主張シ其訴權ヲ行フコト
ヲ得ルトアリマス

(松岡委員) 及ヒニ係ル意味デハナイガ主張スルハ即チ訴權ヲ行
フコトニナルノテハナイカ

(栗塚報告委員) 左様デハアリマセヌ

(村田委員) 必ラス權利ヲ主張スルハ物權人權バカリテハナイカ
ラ、期滿免除カ來ルト注意スルガ、權利ノ主張デス

(松岡委員) 委員長ノ仰シヤル通り及ヒト書イテハ主張スルガ上
下皆遣入テ分ラヌ

(渡委員) 上へ入レルカ宜シイ

(鶴田委員) 債權者ハ自己ニ屬スル權利ヲ主張スルカ宜シイ

(村田委員) 權利主張ハ滿期免除ヲ注意スル等總テ主張シナケレ
ハナランテシヨウ

(松岡委員) 如何ナルモノデアロウカ

(栗塚報告委員) 謂ハ、權利ハ物權人權ノ外ニアリハセヌカ、幾
ラアツテモ債務者ト權利者ノ關係ニナラヌ、債權者自己ノ債務ニ
屬ス、債權者己レノ抵當ナリト讀ム、ソレ ज्याニ因テ行ハセルテ

得ルト註ニ云テアリマス

(村田委員) 上ノ權利主張ハ債權者債務者ニ對シテ充分權利ノ主
張ガ出來ルト云フノデス

(委員長) 此書方ハ物權人權ハ意外ニ出來ル様ニ見ヘル

(栗塚報告委員) 物權人權ト云タノハ困ルノデス、佛ノ第六十六
條ニ明カニ云テアリマスガ、債主其債務者ノ總テノ權利及ヒ訴權
ヲ行フコトヲ得トアリマス、但專ラ其一身ニ付着シタルモノハ格
別ナリト云テアリマス、只負債者總テノ權利及ヒ訴權ヲ行フコト
ヲ得トアレハ誠ニ宜シイガ彼ノ人ノ註解ニ出ルカラ、上ノ權利ハ



物權人權ハ遺入ラヌノカト見ヘマス

(松岡委員) ケレトモソレハ遺入ラヌ等ハナイ

(栗塚報告委員) 權利ヲ主張シ及ヒ訴權ヲ行フコトヲ得ト云ヘル

ダロウ、只物權人權ヲ問ハスト遺入ル丈ケガ往カヌノテアリマス

(渡委員) ソレヲ除ケハ宜シイ

(栗塚報告委員) 何モ必要ハナイ、必要ガアレバ上ノ權利主張ト

云フ所モ物權人權ヲ問ハスト云ハナケレハナラン

(松岡委員) 訴權ヲ行フハ即チ權利ヲ主張スル事柄ニナルノデシ

ヨウ

(栗塚報告委員) 否、方法ニナルノデアリマス

(松岡委員) 主張ノ實ハ訴權ヲ行フ上ニ現ハレルノデ、及ビハ二

段ニ見ヘテ、字ノ儘テハ誠ニ往カヌノデス

(輪田委員) 物權人權ヲ問ハスト前ニ入レ、バ宜シイ

(委員長) 債權者物權人權ヲ問ハスト云ハナケレハナラン

(松岡委員) 日本文ニ書クト「債權者物權人權ヲ問ハス」トシテ

宜シイ、併シ佛文ニ違テモ悪ルイ

(栗塚報告委員) 私ハ佛文ノ心配ハナイト思ヒマス、債權者自己

ノ債務ニ屬ス權利及ヒ訴權ヲ主張シ、ト置イテ宜シイテシヨウ

(委員長) ソレナラ立派ナモノテス、左様シヨウ

(栗塚報告委員) 差押ハ主張ノ側テ御座イマス

(松岡委員) 私モ左様思ヒマス、差押モ請リ訴訟シナケレハ、只

差押ハ出來マセヌデシヨウ

(南部委員) 假差押ガ出來マスカラ訴訟ニハナリマセヌ

(松岡委員) ソレテモ跡テ訴訟シテ本體ヲ極メナケレハナランテ

シヨウ、只押ヘ切りテハ濟マヌ

(委員長) ケレトモ松岡サン、餘程困ルノハ權利ヲ主張シ、訴權

チ行フコトヲ得ルトナルト、訴チシナケレハナラン様ナルカラ、
 訴チセヌテモ權利ノ主張チスレバ濟ムト云フ場合ガアリマシヨウ
 (栗塚報告委員) 現在次ノ項ニ、假差押ノ場合ガアリマス
 (委員長) 物權人權ト云フコトハ跡デドウカシテ宜カロウ
 (栗塚報告委員) 債權者ハ物權人權チ問ハス自己ノ債務者ニ屬ス
 權利チ主張シ、及ヒ其訴權チ行フコトヲ得トシテハ如何
 (鶴田委員) ソレハ宜シイ
 (村田委員) 英國ニハ主張シ得トアリマス
 (渡委員) 副テ仕舞フヨリモ、文章ハ悪クトモ存シテ置クカ宜
 シイ
 (鶴田委員) 折角アルノダカラ置イテ宜シイ
 (松岡委員) 物權人權ハ訴訟ノ上ニ付テ云フ言葉テス
 (南部委員) ソンナコトハアリマセヌ、財産ハ權利ナリ物權人權、

ト云テ居ル

(栗塚報告委員) 意味ハ同シダガ、債權者自己ノ債務者ニ屬ス、
 物權又ハ人權チ主張シ及ヒ其物ノ訴權又ハ人ノ訴權チ行フコトヲ
 得トナルノデス、權利チ主張シト、物權ト人權ニ係ルノデス
 (村田委員) 「物權人權チ問ハス」ハ副テモ宜シイ
 (松岡委員) 副タ方ガ宜シイ
 (栗塚報告委員) 制書ヤニシテ、「物權人權チ問ハス」ト入レタ
 モ同様デアリマス
 (松岡委員) 物權人權ト云フ字ガナカツタラ論ハナカツタロウ
 (委員長) 左様デス、之カアル故撞着シテ來タノテス
 (松岡委員) 寧ロ副テ仕舞テ宜シイテシヨウ
 (委員長) アツテモ前へ入レ、バ宜シイデハナイカ
 (鶴田委員) 宜シイデシヨウ

(委員長) 債權者或ハ差押方法第三者ニ對スルヲ云ハヌテモ宜シ
イカ

(松岡委員) 入レタリ入レナイダリスルハドウ云フモノカ

(栗塚報告委員) 置キ換ヘタ儘デス

(南部委員) 委員長ノ御尋ネハ債務者權利ヲ主張スルコトニシテ
差押ノ方法ニ依テ處辨スト云テ三者ノコトハ云ハヌノテス

(清岡委員) 然レトモハ悪クハアリマセンカ、前ニ主張ノ權利ヲ
許シ、而シテ債權者ニ無上ノ權利カアルカト云フト、然レトモ此
丈ケハ出來ヌト抑ヘルハ如何ナルモノカ、報告委員ノ修正ノ様ニ
物權人權ヲ問ハス、訴訟ノコトニシテ仕舞フト、下ノ方ニ響キノ
工合ガ悪ルイト思フ

(松岡委員) 訴訟デナイモノト主張スルモノト、二ツアルノテ、
私ハ「及ヒ」ヲ除イテ主張スルト、云タガ潰レタガ、主張スルハ

三個ノ訴件ヨリ出ナイ様ニ見ヘルガ

(栗塚報告委員) 然レトモ債權者債務者ニ屬ス、權利ヲ主張スル
ト云テ置タガ、單純ナル適法ノ權能又ハ専ラ債務者ノ一身ニ附着
シタ權利ノ主張ハ出來マセヌト云フノテス、若シ初ノニ債權者ハ
自己ノ債務ニ屬ス物權人權ヲ問ハスト書イテアリマス、跡テ云
フノ必要ハナイ、何セナレハ物權人權ト云フ丈ケハ前ニ遺入リマ
ス、物權人權ヲ問ハスト書イテナイト、廣イモノニナル、債務者
ノ一身ニ附着スル權利迄遺入ルト云フカラ、取除ケテ付ケタノデ
アリマス、初ノニ物權人權ノ主張トアレバ専ラ債務者ノ一身ニ關
スル權利ハ遺入ラヌトナリマシヨウ

(松岡委員) 左様デス

(村田委員) 其意味ガアル

(清岡委員) 原案ノ通りニスルヤ否ヤ、不都合ナレバ刪リマシヨ



ウ

(栗塚報告委員) 之ヲ換ヘルト前ノ物權人權ヲ問ハスト云フ意味ガ弱クナル、註ヲ見テモ原則ヲ舉ケテ、負債者ノ財産ハ債主ノ抵當ナリ一個ノコトハ例外ナリトアリマス

(南部委員) 原案ノ儘テ宜シイテシヨウ

(村田委員) 原案ノ儘ガ宜シイ

(委員長) 本條原案ノ儘ト云フト、先刻申シタ債務者ノ一身ニ屬スル權利迄ヲ云フノダ

(栗塚報告委員) ソレ迄云フノデス、ソレデ三項ヲ取除ケテ付ケタノテス

(清岡委員) 權ハ總テ債權者ニ屬スト廣ク云タノデアリマシヨウ

(南部委員) 矢張り原トノ儘ガ宜シイナ

(清岡委員) 原トノガ完全ナ文意テス

(栗塚報告委員) 原トノ儘デ、物權人權ヲ問ハスト刪ルト尙ホ宜シイノデス

(渡委員) 前チ廣ク云ヒ、跡ハ其取除ケダカラ、アツテモナクツテモ宜シイノデス

(清岡委員) 併シ之ハ回復論ニシヨウ

(栗塚報告委員) 何セ此所バカリ、物權人權ヲ置イタカ知ラン

(南部委員) 相續ノ争ヒヤ何カアルカラ前ニ權利ヲ主張スルト云テ居リ、下ハ參加差押ノ場合ダカラ訴權ト云フノテシヨウ

(委員長) ソウ云フ起草者ノ意カ知ラヌ、自己ノ債務者ニ屬スト云フハ、財産ナレハ債務者ノ權利ヲ自分デ出來ルガ、其他ノコト迄ハ但ト云テハ如何カ

(栗塚報告委員) ソレ故例外チ出シタノデアリマス

(南部委員) 註ニモ相續ノコトガアリマス

(清岡委員) 財産ノコトハ假令ハ千圓ノ貸金ガアツテ、自己ノ債務者ハ千圓アルカ、貳千圓アルカ知レヌケレドモ、即チ債務者ニ屬ス、權利ヲ主張スルデス

(委員長) 債務者ニ屬ス財産ノ權ナレハ宜シイガ、何デモ箇デモデハナイ

(清岡委員) 一向間違ハナイ、債務者ノ女房ヲ逕イ出スコトハアリマセヌ

(委員長) ソレハナイガ其所迄出來ルノタカラ

(松岡委員) 負債者ノ財産ハ債主ノ抵當ト云フノダカラ、此條ガ出來タノタカラ財産ヨリ外ハ目ハ着ケヌダロウ

(栗塚報告委員) ソレダカラ、例外ヲ付ケタノデス

(松岡委員) 詰リ財産ヨリ外ハ債權者ニ押ヘラル、モノデハナイデシヨウ

(栗塚報告委員) 左様テス

(松岡委員) 此所ハドンナニシテモ、財産外ニ權利ノ行ク筈ハナイ

イ
(栗塚報告委員) 併シナガラ私ガ南部サンニ物チヤツタトスルガドウモ思知ラズダカラ、取消スト云フ權利ヲ持テ居ル、ソレチ取レバ私ノ財産權デ幾ラカ殖ヘル、ソレチ債主ガ行フコトモ出來ルカナレバ、ソレハ出來マセヌ

(松岡委員) 財産ノ訴訟ハ人權物權ノ二ツ外ハ出來マセヌデシヨウ、物權人權ノ中カラ取除ケガ出來ル丈ケニシヨウ

(栗塚報告委員) 何セナレハ一身ニ附着シテ居ルカラデス、財産ハ即チ抵當ナリト云フ原則ダカラ、殘ラズトハ云フガ、一身ニ附着シタルモノハ柱カヌゾヨト云フノデス

(松岡委員) 矢張り財産ニ關係シタモノダロウ



(栗塚報告委員) 左様デス

(松岡委員) 上ノ物權人權ト云フハ狭クハナイ、之ヲ除ケテモ財產權ヨリ外ハナイトハ云ヘヌ、

(委員長) 物權人權ト云フガ無ケレハ宜シイ

(松岡委員) アツテモナクトモ、頭マデ債務者ニ屬スル權利ハ財產外迄アルカナレバソレハナイ

(委員長) 左様思フガ、原案ノ儘チ日本文ニシテ讀ムト、私ノ考ヘデハ權利ハ人權物權外ノモノ假ヘバ子ノ財產ヲ親父ガ管理デ後見シテ、子ノ財產迄我レガシテヤルト云フ迄、及ブヤラ知レヌカラ、總テ財產外ニ及フモノトナツタ方ガ宜シイ

(南部委員) 一身ニ附着ト云フ取除ケガアリマス

(委員長) 三項ハ左様ダガ、一項ノ權利ノ主張ハ何カナレハ物權人權以外ニ主張スルコト、見ナケレバナラン

民附四ノ一八一

(南部委員) 物權人權ヨリ外ニ權利ハアリマセント一概ニハ云ヘヌデシヨウ

(委員長) 何ガアルカ

(南部委員) 即チ註ニモアリマスガ、離婚ノ訴杯ガアリマシヨウ

(委員長) ソンナモノハ立入ルモノデナイ

(南部委員) ナイカラ然レトモト云テ取除ケチ付ケタノデス

(委員長) 最初第一項ノ書方ガ悪イカラ終リニソウ云フコトチ云

ハナケレバナランガ、併シナガラ第三項ハ畢竟人權ニシテ、債務ニ付テ一身ニ附着シタ單純ナモノト云フノテ、之モ外ノ相續トカ、親子ノ間ノ權利トカ云フモノ迄、遺入ル旨意デハアリマスマイ

(栗塚報告委員) ソレテ第三項ハ申シタノデ、ソンナモノニ立入ル可キデナイト云タノデ、初メノ云ヒ出シカ債務者ニ屬シタ權ハ總テ債主債權ノ抵當デアルト云タカラデス

(委員長) 其云ヒ方ガ悪ルカロウ、債權者ハ私權迄立入テ行ク可キデナイ、畢竟財産權丈ケ立入ルコトニスルノガ當然デ、物權人權ノ以外ニハ及ホサヌ、然ルニ左様デハナイト親權、子ノ權迄他人ガ立入テヤラナケレバナランコトニナルカラ、ソレハ法律力範圍ヲ廣メ過ギタモノデハナイカ

(渡 委員) 其主義ニナルト、一項ニ掲ケレハ第三項ハ遺入ラヌコトニナル、五十九條ハ債權者ノ權利ハ財産ノコトニハ遠ヒナイガ、概括シテ、物權人權ヲ問ハスト云フカラ、何モ備モ遺入ル、依テ第三項デ、取除ケテ云テ居ルカラ、若シ初メ債權ノミト云フト第三項ハ要ラヌノデス

(委員長) 矢張り要スルノデス、財産ニ付テ單ニ一身ニ附着シタモノガアリマスカラ、ソウ云フモノハ立入ルコトハナラヌガ、物權人權ヲ問ハスト云フハ除イテモ、權利ヲ主張シ、及ヒ訴權ヲ行

民財四ノ一八二

フコトヲ得ルト書イテモ、一身ニ附着シタ權云々ハアル方ガ宜シイ、財産ニ付テアルカ當然ト思フ、若シ物權人權ヲ自己ノ債務者ノ上ニ入レタラ抵觸スル故悪ルイト云フコトカアル論ナラハ全体物權人權ト書イタ故ニ、左様ニナルカラ、此字ガアルハ悪イト思フ

(渡 委員) 私ハ有ツテモ無クトモ同シト思フ、畢竟取除ケデ、前ニ債權者ト云タカラ、債權ノ外立入ルコトハナランハ性質上疑ヒナイガ、物權人權ヲ問ハスト網羅シタ言葉ガアルカラ、此所ニ取除ガアルノデス

(清岡委員) 權利ヲ主張シ、訴權ヲ行フコトヲ得ルト云フカラ分ル、下ニ然レトモト對シテ物權人權ヲ除テモ訴權ヲ行フコトヲ許シタ以上ハ何チスルカナレハ、矢張り物權人權ヲ問ハスダカラ
(委員長) 債權者ト云フモノハ一家ノ「ドロハミ」迄立入ルコ

トハ全体出來ルコトノアロウ筈ハナイ

(南部委員) ソレデ然レトモ云々ガ必要ナノテス

(委員長) 全体「屬ス財産ノ權利ハ」ト云ヘハ宜シイガ總テノ權利ト云フガ悪イ

(渡委員) 若シ左様ニスレハ第三項ハ要リマセヌ

(委員長) イヤ、ソレハ要ルノデス第三項ノ一身ニ

附着シテハナケレハナラン、之ハ子ヲ親カ管理スルトキハ他人ガ行ツテモ承知シナイカラ、當然ダガ、一項ニ是非物權人權ヲ問ハスト云フコトヲ訴權許リニ掛ケテ其外ハ債務者ノ私權迄主張スルコトニナルト、債務者ニ屬ス、私權迄立入ルコトノ出來ルト云フハ酷イ書方ト思フ

(松岡委員) ドンナニシテモ財産ヨリ外ハ行カレタノテシヨウ

(委員長) 左様デスガ、此文章ヲ表カラ云フト、財産以外ノモノ

ニ立入ルコトガ出來ルト思フ

(松岡委員) 上ヲ物權ト斯ノ如クシタカラ、財産ノミニナルカラシテ、第三項ハ支カアルカナレハ差支ナイ、物權人權トナリ時ニ債務者ノ一身ニ屬スハ取除ケルカラ差支ハナイ

(委員長) 「物權人權ヲ問ハス」ヲ債權者ノ間ヘ遣入ルカ、之ヲ除イテ仕舞ヘハ宜シイガ、舊ノ如クテハ宜シクナイ

(松岡委員) 舊ノ如クテハイケマセヌ

(栗塚報告委員) 圖ル方ガ宜シイ

(村田委員) 圖ルナレハ宜シイ

(委員長) 圖ルガ宜シイ

(委員長) 圖ルカ多數ニナリマスカ

(輪田委員) 代位ニ據ルハ債權者ニナル場合テスカ

(栗塚報告委員) 代位ト云フノハ種々ナ講釋スルガ、權利者ガ多

勢アツタトキ、裁判所へ代位チヤツテ置クト裁判所ハ詰リ三人債主ガ居レハ悉ク代表シテ仕舞フコトカ出來ルノテアリマス、負債者ニモ債主ニモ代ツテ訴ヘルト云フコトヲ私ト某甲トアル、貴君ハ負債者デ、貴君ハ私ノ權利ヲ行フ方デ、某甲ト争ヒニナリ貴君ハ債權者ノ一人デ参加シテ、私チ勝タセヨウト負カセヨウト、工風デ出來マシヨウ、ソウシテ代位ノ法デ遣入ルト、又三四人モ参加デ遣入レルト云フノテス、ソレテ栗塚ガ負ケルカモ知レヌ、他ノ債主チ除ケテ、貴君ガ喧嘩ガ出來ル、其時ハ栗塚チモ皆代表シテ居ル、棄テ置クト再ヒ此訴訟ハ出來ヌ、併シ裁判所ノ許可チ得ナケレバナラン

(栗塚報告委員) 勿論許可チ得ナケレバナラン

(松岡委員) 之ハ訴訟法ニ合ウ様ニシタイガ、獨逸訴訟法ニハ代位ト云フコトハナイ様デス、獨逸法ノ第二十四條ニ債務者ノ債權

民財四ノ一八四

チ甲ガ行フコトガアル、之トハ違フガ、似テモノニナル、甲ト丙ノ貸金ガアルト云フチ乙カ入ルコトカアル

(南部委員) アレトハ全ク違ヒマス

(松岡委員) 訴訟法ニハ純粹ノ代位ト云フノハナイト思フ

(村田委員) ナサクツテハナラント思フ

(松岡委員) 併シ極マツタノハナリ

(委員長) 訴訟法ニ入レルトシテ先キヘヤリマシヨウ

本案第一項「物權ト人權トヲ問ハス」十字チ刪リ他ハ報告委員ノ修正案ニ決ス

第三百六十條朗讀ス

第三百六十條 右ノ反對ニテ債權者ハ自己ノ債務者、……、承諾シタル義務、拋棄及ヒ移付ノ效力チ受ク但、……、債權者ノ權利ノ詐害ニ於テ爲シタル所爲ハ此限ニ在ラス

債務者其所爲ノ債權者ヲ害スルコトヲ知リテ自己ノ働方ヲ減シ
又ハ自己ノ受方ヲ増シタルトキハ詐害アリトス（第一千百六十七
條）

（修正）初項但ノ下「債務者其」ノ四字ヲ挿入ス

（栗塚報告委員）之ハ「アクシヨオーンポーリヤン」ト云フノデ
羅馬ノ「ポーリウス」ト云フ人ノ發明シタ訴權ダソウデス

（清岡委員）債務者ガ承諾シタ義務拋棄ト云フハ如何ナル譯ケデ
スカ

（栗塚報告委員）私ハ貴君ノ負債者デ居テ、村田サンニ金ヲ借ル
トカ、義務ヲヤルトカ、或ハ村田サンニ貸金ガアツタトカヲ拋棄
スルト、私ノ家ヲ村田サンニ賣ルトカ云フコトハ債權者ハ仕方ガ
ナイゾヨト云フノテ、前ハ債權者ヲ強メ、六十條ハ債務者ヲ強メ
タ方デ御座リマス、債務者モ斯ウ云フ權利ガアル、ソレハ債權者

民財四ノ一八五

モ受ケナケレバナランゾヨ、債務ガ抵當ニナツテ居ルカラト云テ
モ、栗塚ハ貴君ニ金ヲ借リテ居ル以上ハ、權利ノ拋棄モ移付モ出
來ヌト云フカモ知レヌガ、左様デハナイゾヨ、ソレハ仕方ガナイ、
各自ノ自由ダカラト云フノデス、但若シ權利ヲ詐害デシタトキハ
往カヌゾヨト云フノテアリマス

（鶴田委員）前條テハ何テモ取ル様ニ云テ此所デハ當リ前ニナツ
テ仕舞ウノテスナ

（栗塚報告委員）左様デス

（松岡委員）前ノハ未ダシナイ方、是ハ已ニ債務者ガシタ方テス

（尾崎委員）ソレハ左様デス

（清岡委員）是レヨリスルコトモアルタロウ

（尾崎委員）今テモ簡様ナコトヲシテ居ルコトガアル、併シソレ
ハ詐害ダカラ往カヌガ、善意ナレバ仕方ガナイ

(栗塚報告委員) 債主ト負債者ノ間デハアリマセヌ、債務者ノシ
タ移付ハ債權モ仕方ガナイト云フノテアリマス

(鶴田委員) 移付ハオカシイ、義務ノ効力ハ抗拒スヘカラスト云
フノデシヨウ

(委員長) ソウ云フノテス

(栗塚報告委員) 私ト村田サンノコトハ貴君ハ受ケナケレハナラ
ント云フノテス

(尾崎委員) 移付ノ効力ヲ受クハ悪ルイ

(委員長) 「移付ノ効力ヲ受ク」ハ何カ適當ノ文字ハナイカ

(鶴田委員) 處分スル様ニ見ヘルナ

(村田委員) 詰リ否ト云フコトハ出来ヌノテス

(栗塚報告委員) 「シユビール」デアリマスカラ、効力ヲ否ト云
フコトハ出来マセヌノデス

(松岡委員) 地役ノ所ニモアルナ

(栗塚報告委員) 地役ハ貴君ト私ノ間デスガ、此ハ左様デナイ、
私ガ貴君ニ金ヲ借リテアルガ、私ガ村田サンニヤツテモ仕方ガナ
イト云フノデス

(鶴田委員) 「チ受ク」ノ三字ヲ變ヘテ實ヒ度イ

(尾崎委員) 「効力ヲ要ス」デスカ

(村田委員) ソレモオカシイ

(鶴田委員) ドウコウハ言ヘヌト云フノダ

(尾崎委員) 一寸見テハ分リマセヌ

(栗塚報告委員) 一寸見テハ分ラヌガ、能ク見テ分ラヌト云フノ
外改ノルコトハ出来マセヌ、修正ハ「但債務者」ト云フコトヲ入
レマシタ

(渡委員) 「但債務者ノ承諾ヲ移付ノ効力ニ從屬ス」トシテハ如

何カ

(清岡委員) 承諾シタル他人トハ云ヘヌデシヨウ

(渡委員) 他人ニト云ハナケレバナランデシヨウ

(栗塚報告委員) 効力ヲ受クハ何レニシテモ種カナラヌ、元來契約ハ契約外ニ効力ハナイ旨意デアリマス

(渡委員) 受クト云フハ悪ルイ、翻譯ハ從ハナケレハナランコトダガ、受クト書イタハ餘リ上手デハナイ

(委員長) 「承ク」ト云フ字ニシ度イ

(鶴田委員) 「甘受」トシテハ如何

(松岡委員) 甘ジテハナイダロウ

(栗塚報告委員) 左様デス、否テ溜ラヌガ、仕方ガナイト云フノデ、心服デアリマセヌ、詰リ嗽チ容ル、コトハ出來ヌノデアリマス、義務拋棄及ヒ移付チ爲ストモ小言チ云フヘカラズデアリマ

ス

(鶴田委員) 効力ニ抗拒スヘカラストカ、抵抗スヘカラストシテ

宜シイ

(栗塚報告委員) 異議スヘカラズデスカ

(村田委員) 各ムルコトヲ得ストシテハ何ウカ

(清岡委員) 各ムルコトカ出來ナケレバ受ケナケレハナラン

(松岡委員) 第三百六十五條ニ「合意ハ一般ニ契約者間及ヒ其承

權人ニ對スルニアラサレハ効力チ有セス」云々トアリ之ハ當リ前デス、私ハ貴君ノ債務者ニセヨ、村田サンノスルコトハ貴君ハ何モ云ヘヌノデ、元來私ト村田サント二人ノ間ニ止マツテ居ル、貴君ハ構ハヌガ、之チ云フニハ及ハヌ其コトテナイ、村田サンニ金チヤルハ貴様負債主デアリナガラ不埒千萬ト云フコトハ出來マセヌ、若シ貴君ノ損害ニナツタラソレハ仕方カナイノテス

(委員長) 裏カラ書ケバ、效力ニ對シ遺棄スルコトヲ得ストカ、或ハ移付ノ效力ヲ認承ストヤルカ

(清岡委員) 「得ス」トシテ宜シイ

(鶴田委員) 裏カラ書ク方カ宜シイ

(栗塚報告委員) 設令履行力立トウトモ、苦シカロウトモ、替ノタカロウガ、黙ツテ居ナケレハナラン

(鶴田委員) 黙受ス、デスカ

(松岡委員) 全体云フト、但書以下ハ本体ニ立テ宜シイノテス

(栗塚報告委員) 佛蘭西ハソウ書イテアリマスガ、ソレハ「ボアソナード」ガ筆ツテ居リマス、詐害ヲ本体ニ立テ居ル筋ハナイ、權利アリト書キ、併シ詐害ハ往カヌゾヨ、私ハ佛蘭西ノ悪ルイコトヲ直シタト云テ居リマス

(渡委員) 「ジュビー」ト云フ字ヲ書キ直シテ貰ツテ宜シイデシ

ヨウ、此儘デハ六ヶ敷イ

(栗塚報告委員) 移付ノ效力ヲ受クハドウカ知ラヌ

(尾崎委員) ソレ丈ケデ御座リマス、何ゾ宜シイ御考ヘハアリマセンカ

(栗塚報告委員) 報告委員デ皆ク練リ上ケタノデアリマス

(委員長) 翻譯局デ話テシテ宜カロウ、舊案ニハ認容シトアリマスガ、認容シハ「黙受ス」トカ「認承ス」トカシテハ何フカ

(鶴田委員) 私ハ裏カラ書イテ貰ヘハ宜シイト思フ

(委員長) 翻譯局デ相談シテ貰ツテ宜カロウ

(清岡委員) 債務者ハ他人ノ爲メ承諾シタル義務云々ト前ノ譯ノ様ニ「スベシ」トナルト宜シイ

(委員長) 「他人ニ對シ」トカ「第三者ニ對シ」トカシテハ如何

(栗塚報告委員) ソレハ無論見ヘルト云フノテス

(松岡委員) 多數ナラ仕方ガナイガ、承諾シタ我ニ向ツテ拋棄移付ヲ受ケル權ハナイ、全体上ノ條テハ債務者ノ任意ニ付テハ債權者ハ黙ツテ居ナケレハナランゾヨト云フハ別テス

(渡委員) 此文章デ、效力ヲ受ケテハ分ラヌカラ、今ノ修正ノ様ニ分カラセヨウト云フノテス

(渡委員) 兎ニ角之ハ一應調ヘテ貰ヒ度イ

(委員長) 「他人ニ對シテ」トスルカ

(南部委員) 前ニ第三者トアリマスカラ、矢張り「第三者ニ對シ

テ」トシテ宜シイ

(栗塚報告委員) 第三者ニ對シテトハ誰ガ承諾シタカナレバ先キノ債務者ト云フ積リテシヨウ

(鶴田委員) 先キノ債務者ガ第三者ニ對シテ義務ノ拋棄トナル

(栗塚報告委員) 債務者カ第三者ニ從フ、第三者ハ何カナレハ債

權者カ債務者ニ從フトナリマス

(委員長) 拋棄ト云ツタラ權利ノ外ナイカラ拋棄デ宜クハナイカ

(栗塚報告委員) 承諾シタル拋棄、承諾シタル義務ヲ御座イマス

(委員長) 「アリエナシヨシ」ノ外使ハナイノナラ宜シイ、拋棄

ハ何時モ權利ヨリハ使ハヌト云フナラハ宜シイ、時々拋棄スルチ得ト云フト外ノモノデモ拋棄スルチ得ルカ

(南部委員) 義務移付トアリマスカラ移スコトモ同ジデシヨウ

(委員長) 移付ト拋棄ハ何時モ權利ノ移付權利ノ拋棄ト、皆サン

カ御承知ニナレハ宜シイ

(栗塚報告委員) 之カ出マス以上ハ左様ナロウトモ第三百七十二條杯ニモ登記セラレタル移付解除杯トアリマスカラ、移付デ、「アリエナシヨシ」トバカリハ見マセヌ

(村田委員) 移付スヘキアリ、スヘカラサルモノアリ、初ノニア

リマスカラ分カラヌコトハナイ、精ハシク云フト、權利拋棄、效力移付ノ權利ト云ハナケレハナラン

(松岡委員) 詐害ニ於テ爲シタル所爲ハ詐害スル所爲ト何カアリマス

(栗塚報告委員) 詐害ト云タハ次ニ義解ガアリマス

(松岡委員) 詐害ノ所爲ト云テモ、法律ノ認ムル所ハ是レダトスレバ詐害スル所爲ハ詐害ニ於テ爲シタル所爲ト云テモ到底言ヒ詰ノレハ詐害スル所爲ヨリハアリマセン

(栗塚報告委員) ソレニ違ヒナイガ、次ノ項ニ於テ詐害ハ如何ナルモノカト云フ位ニ一ノ名調ガ出來テ居ルカラ此所デ明示シテ宜シイ

(清岡委員) 「詐害ヲ爲スニ於テ」ガ宜シイ

(渡委員) 事柄ハ分テ居ル詐害デ宜シイ

(栗塚報告委員) 「自己ノ働方チ減シ又ハ自己ノ受方チ増シタルトキハ詐害アリトス」ハ御分リニナリマシタカ

(委員長) 能ク分ル

(清岡委員) 受方チ増スハ直接ニ受取増スト云フ様ニ見ヘル

(鶴田委員) 受方チ増スハ借り方チ増スノデシヨウ

(栗塚報告委員) 權利チ減シ義務チ増スト云フノデアリマス

(鶴田委員) 前ノ働方受方チ増スト云フノト同ジカ、又ハ違ヒマ

スカ

(村田委員) 同ジデアリマス

(松岡委員) 之レハ宜シイ

(尾崎委員) 此條ハ異議ハアリマセン

(委員長) 宜ケレハ先キへ参リマス

本條ハ第一項「自己ノ債務者」ノ下ニ「カ第三者ニ對シ」ノ七

字ヲ挿入シ他ハ報告委員ノ修正案ノ如クニ決ス

第三百六十一條朗讀ス

第三百六十一條 債權者ノ、、、、許害ニ於テ爲シタル所爲ノ取消ハ次條ニ記載シタル區別ニ從ヒ債務者ト約定シタル者ニ對シ又轉得者ニ對スヘキトキハ之ニ對シ債權者ノ方ヨリ廢罷訴權ニ依テ裁判所ニ、、、、請求セラル

若シ債務者カ許害ノ意ヲ以テ被告トシテ敗訴シ又ハ原告トシテ請求ヲ却下セラレタルトキハ債權者ハ民事訴訟法ニ違ヒ第三者故障ニ依テ訴フ

如何ナル場合ニ於テモ債務者ヲ訴訟ニ參カラシムルコトヲ要ス若シ、、、、所爲ノ廢罷力其儘ニ被告ヨリ得ラル、コトヲ得サルトキハ被告ハ債權者ニ對シ損害賠償ヲ言渡サル

(修正)初項一行債權者ノ下「權利」ノ二字ヲ挿入シ三行目又

ノ下「ハ」ノ一字ヲ加ヘ對ノ下「スヘキトキハ之ニ對シ」ノ九字ヲ刪リ「シ」ノ一字ヲ加ヘ四行目者ノ下「ノ方」ノ二字ヲ刪リ所ニノ下「之ヲ」ノ二字ヲ挿入シ求ノ下「セラル」ノ三字ヲ刪リ「ス」ノ一字ヲ挿入ス

同條二項一行告ノ下「トシ」ノ二字ヲ刪リ「ニ」ノ一字ヲ加ヘ二行目告ノ下「トシ」ノ二字ヲ刪リ「ニ」ノ一字ヲ加ヘ三行目障ノ下「ノ方法」ノ三字ヲ加フ

同條三項參ノ下「加セ」ノ二字ヲ加ヘ「カラ」ノ二字ヲ刪ル同條「若シ」ノ二字ヲ刪リ「被告人ヨリ」ノ五字ヲ挿入シ二ノ下「得ル能ハサルトキハ」ノ八字ヲ挿入シ「被告ヨリ得ラル、コトヲ得サルトキハ」ノ十五字ヲ刪リ價ノ下「テ」ヲ「ノ」ニ改メ渡ノ下「サル」ノ二字ヲ刪リ「ヲ受ク」ノ三字ヲ挿入ス

(果塚報告委員) 修正ガアリマス

(松岡委員) 詐害ハ權利ニ限りマスカ

(栗塚報告委員) 限りマス

(松岡委員) 限ルナラハ要リマセン

(鶴田委員) 「其儘」ト云フノハ

(栗塚報告委員) 之ハ歴史カアツタノテ、初ノハナカツタノテスガ、ソレチ起案者ガ殊更ニ入レテ參ツタノデアリマス

(松岡委員) 廢罷カ出來ルニハ相違ナイガ、何モナイ様ニナツテハ詰ラヌカラ、其儘物ナラ物カラ受ケナケレハナラン

(委員長) 其儘ト云フハ物品チ買チウト云フ、其品物ガ悪ルイ品物カ何カデ、取消シテ其儘受取ルコトハ出來ヌ場合デアリマス故ニ損害賠償ヨリハ仕方ガナイ、損害金チ取タラ品チ取テモ宜シイト云フデショウ

(鶴田委員) 廢罷ハ出來ルガ物チ其儘得ルコトハ出來ヌノカ

民財四ノ一九二

(南部委員) 廢罷ガ其儘得ラル、ノテス

(委員長) 此物チ買チウト云テ、短草ト思フタニ干葉ダカラ廢罷シテ損害賠償デス

(南部委員) 次ノ者カ知テヤリマシタ轉シテヤツタトキハ廢罷取遣ヘスコトハ出來マセヌ

(委員長) ソウ云フ場合モアロウ

(栗塚報告委員) 詰リ品物ニナルノデス

(清岡委員) 廢罷ハ出來テモ幾分カ疵カ出來タノデショウ

(栗塚報告委員) 被告カラ直チニト申テハ往カヌカ知ンガ、諸方ヘ往ツテ仕舞ヘハ仕方ガナイト、殊ニ被告カラト云フ意味デアリマス

(委員長) 一項ハ無論テス

(松岡委員) 二項ハ

(南部委員) 訴訟法ニ依レハ双方ノ間ニ裁判ヲ受ケタ人デナク
トモ、他ノ者デモ詐害ノアツタトキハ取消スコトカ出來ルト云フ處
ヲ指シタノデス

(尾崎委員) 訴訟法ノ方ヘ通スルカ

(南部委員) 通スルノデス

(栗塚報告委員) 詐害ト云フノハ貴君ニ賣ロウト云フモノチ外ヘ
賣タノデ、債權者ガ害スルコトヲシテ、備方チ減シタリ、受方チ
増スコトカアリマスカ

(尾崎委員) アリマストモ、相手取テ訴ヘル、ソレヨリハ簡便ダ
カラ

(委員長) 之ヲヤル爲ノニ訴訟ガ多クナル、自分ガ取ロウト思ッ
タニ他人カラ取ラルルカラト云テ故障チ云フノダカラ

(栗塚報告委員) 然カモ自分ニ來ルヘキテナイノニデス、私カ貴

君ニ金ヲ借リテ、返ヘスノハ着廻イカラシテ返ヘス金ハ百圓アル
ガ、何カ物チ買チウト云フトキ、相手ノ人モ知テ居ラナケレハナ
ラン、債權者ノ詐害ニ於テ、ト云フノデ害スルコトヲ知テ居テス
ルカラ、知テ居レバデス

(委員長) 「其儘」ト云フ字ハ考ヘレハ宜シイ

(栗塚報告委員) 之ハ笑作サンモ翻譯ニ苦シンデ聞フテヤツタノ
デ、起案者ハ何セ入レタカ、如何ナル意味ニ譯シテ宜シイカト云
フニ「廢罷其モノチ」デ、日本語デ申セハ被告カラ廢罷チ得ルコ
トハ出來マセントキハ廢罷チ求メ、且得ルコトハ出來マセヌ廢罷
ニハナラヌガ「廢罷自ラチ」ト云フニ譯セト云フカラ、其儘トシ
タノデアリマス

(村田委員) 其儘ト云フハ廢罷シテモ取ルコトハ出來マセン、其
物ハ現ニ他ヘ往ツテ仕舞ツタト云フコトチ多ク見ルノタカラ、其

儘ト云フノダロウガ、此場合ハ金デバカリ償ハナケレバナラシ
シヨウ

(清岡委員) 一寸考ヘルト「廢罷其儘」ト云フハ疵モ付カスソツ
クリ廢罷ガ出來ル、若シ廢罷ガ出來テモ、疵ガ出來タラ損害丈ケ
ハ得ナケレハナラント云フ旨意ナラハ「其儘ニテ」デス

(南部委員) 左様ナルノデス

(栗塚報告委員) 廢罷ノ自ラ得ルコトハ出來マセヌトキハテ宜シ
イノデス

(清岡委員) 左様見テ宜シイタロウ

(渡委員) 宜シイ

(委員長) 宜ケレハ修正ニ決シテ先キヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第三百六十二條明讀ス

第三百六十二條 攻撃セラレタル所爲ノ如何チ問ハス權利者ハ自

己ノ債務者ノ詐害ノ證ヲ供スルコトヲ要ス其他有債名義ノ所爲
ニ關シテハ債權者ハ債務者ト約定シ又ハ之ト訴訟セシ者ノ方ニ
通牒又ハ詐害ノ關與アリタルコトヲ證スルコトヲ要ス

移付ノ廢罷訴權ハ有債又ハ無債ノ名義ノ轉得者カ最初ノ得取者
ト約定スルニ當リ債權者ニ對シテ行ハレタル詐害ヲ知リタルト
キニアラサレハ其轉得者ニ對シテ之ヲ行フコトヲ得ス

(修正) 初項冒頭ニ「債權者ハ」ノ四字ヲ加ヘ、下「セラレ
タル」五字ヲ刪リ五行目謀ノ下「又ハ」ノ二字ヲ「即チ」ノ二
字ニ改ム

同條末項三行目「行ハレ」ノ三字ヲ刪リ「爲シ」ノ二字ヲ挿入ス
(清岡委員) 有債名義ハ債務者ト先キノ人ノ有債名義デ、債權者
ノ方デハナイデシヨウネ

(南部委員) 左様デス

(鶴田委員) 無償名義ナレバ詐欺ニ係ラヌテモ宜シイノカ

(栗塚報告委員) 知テ居ロウトモ、居ラヌトモ、ソナコトハ構
ハヌ、私カ人ニ金チャツタト云フトキハ村田サンハ知ラナイデモ
只取ラルルノデアリマシテ、故ニ減多ニ物ヲ賣フコトハ出来マセ
ヌ、呉レタ者ハ宜シクナイ、取戻サルルモノト思ハナケレバナラ
ン、栗塚カ呉レルト能ク聞イテ見ナケレバナラン

(清岡委員) 攻撃スルノ所爲ハ請求スルトカ、方法ニ依ルノテス
カ

(栗塚報告委員) 攻撃スルノ所爲ハ、是レカラ取消スト云フ所爲
デアリマス、賣買カ贈與カ何カ知ラヌガ、所爲即チ債權者カラ攻
撃スル債務者ノ所爲デアリマス

(尾崎委員) 有償無償ヲ兼ネテカ

(栗塚報告委員) 左様デス、賣買ニモセヨ債務者ニ私ノ權利ヲ詐
害スルコトヲ債權者ハ證據立テナケレハナラン

(松岡委員) 證據法モ極ノテアルノテ、自ラ無賣力ト知タラ、何
時モ詐害アツタコトト見テ居ルノデス

(委員長) 之ハ矢張「セラレタル」カ宜シイテハナイカ

(栗塚報告委員) 債權者ヲ冒頭ニ出セハ宜シイ、債務者ノ所爲ニ
シテ債權者ニ攻撃セラレタル意味デアリマスカラ、債權者ヨリ債
務者ニ向ケラレタルノデアリマス、即チ所爲ハ誰カナレバ債權者
ノ所爲デハナイ

(委員長) 「債權者攻撃シタル所爲如何チ問ハス」トシナケレバ
ナラシヨウ

(栗塚報告委員) 「攻撃セラレタル所爲如何チ問ハス」デハ、誰
ガ攻撃スルノカ分リマセヌ、即チ攻撃スル所爲ハ誰カナレバ矢張

リ債務者ノ所爲ト云フノデアリマス

(尾崎委員) 攻撃スル方法手段デスカラ「手段」トシテハ如何

(委員長) 攻撃スルト云フ所爲トハ云ヘヌ、債權者ノ所爲ト見ル

ノダロウ

(栗塚報告委員) 債權者ガ攻撃スルノデス

(委員長) 誰ノ所爲カ

(栗塚報告委員) 債務者ノ所爲デス

(委員長) 所爲ハ誰カナレバ、矢張り債權者ガスルト見ヘルカラ

(南部委員) 「債權者攻撃セラレタル」ト云フト「セラレタル」

ハ是非債權者ノ下ハ行カナケレハナラン、左モナイト債權者ガ攻

撃セラレタルニナリマスカラ

(尾崎委員) 債權者ヲ除ケタラ宜シイダロウ

(南部委員) 只攻撃セラレタルデハ變ニナル

(栗塚報告委員) 「債務者ノ所爲如何ヲ問ハス」トシテモ宜シイ
ノデス

(松岡委員) ソレテモ工合ガ悪ルイ、債務者ノ字ハ書カシテ下ノ
ヲ刪ツテ宜シイ

(南部委員) 下ハ矢張り必要デアリマス

(清岡委員) 附會シテ讀メハ分ル

(栗塚報告委員) 「攻撃スル債務者ノ所爲ノ如何ヲ問ハス」ト入
レテ宜シイ

(南部委員) 之デ分ルデショウ

(委員長) 債務者ノ所爲ト見ナケレバナランカラ、「セラレタル」
カ宜シイ様デス

(栗塚報告委員) ソレナレハ元トノ方カ宜シイ

(松岡委員) 原トノ通りト云フハ「債權者」ノ文字ナンテンカ

(栗塚報告委員) 左様デス

(尾崎委員) 自己ノ債務者ト云フハ宜カロウ

(清岡委員) 債務者ヲ攻撃シテモ宜シイデハナイカ、所爲ヲ攻撃スレバ自カラ左様ナルノダカラ、關係シテナランコトハナイ

(松岡委員) 「攻撃スル所爲ノ如何ヲ問ハス」デ宜シイノデス

(清岡委員) 修正ノ通りニシヨウ

(南部委員) 賛成

(渡委員) 「攻撃セラル、所爲ノ如何ヲ問ハス」デ宜カロウ

(委員長) 前ノ様ニ變ヘレバ「自己ノ債務者」ト入レテ宜シイト

思フ

(渡委員) 報告委員ノ修正ヨリモ、原案ノ方カ宜シイ

(鶴田委員) 私ハ修正ガ宜シイト思ヒマス

(委員長) ソレテハ多數ニ依リ修正ニ決シテ二項ハ如何テスカ

(村田委員) 是レモ之レテ宜シイ

(栗塚報告委員) 随分八益敷イ訴訟デス、證據ノ擧ケ方ハ六ヶ敷

イ

(村田委員) 六ヶ敷イガ之モシナケレバナラン

(栗塚報告委員) 此條デ詐偽者ハ平降スルデシヨウ

(委員長) 栗塚、之ハ「即チ」ニ相違ナイカ

(栗塚報告委員) 相違御座イマセン、日本デ「若クハ」ト云フト

キハ「又ハ」トハ違ヒマス

(村田委員) 同シデス刑法杯ハ同ジテス、只重ナルノチ嫌ツテ「又ハ」チ「若クハ」ト云テ居リマス

(委員長) 之ハ何所迄モ轉得ハ出來ルカ

(村田委員) 知テ居レハ出來マス

(委員長) 私ガ少シク考ヘテ見ルニ、最初得取者ト債權者ガ約シ